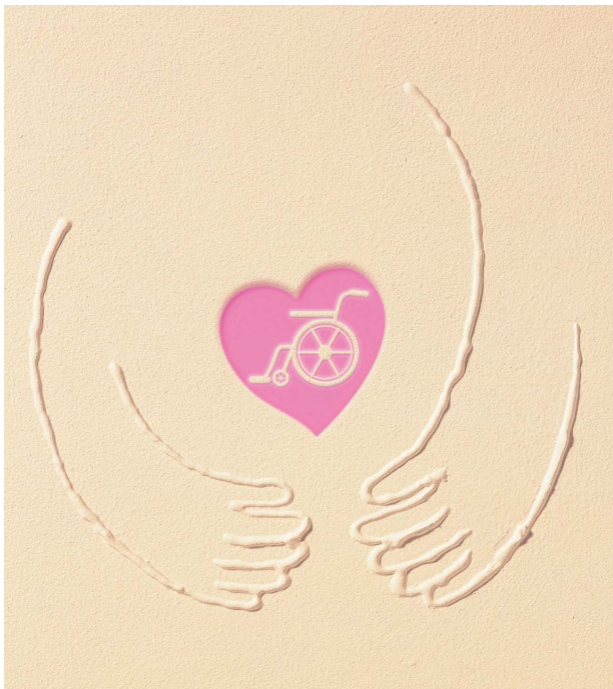


# 介護補償保険



## 安心ガイド

(ご契約のしおり)

### 普通保険約款・特約条項

このたびは弊社の介護補償保険をご用命いただき、ありがとうございます。

この「安心ガイド」では、円滑で迅速なお支払いのために、ご契約内容およびご注意事項をわかりやすくご案内しておりますので、ご一読のうえ、証券とともに大切に保管いただきますようお願いいたします。

2006年12月改定

## 「介護補償保険」安心ガイド

このたびは弊社の「介護補償保険」をご用命いただきましてありがとうございました。

「介護補償保険」は、寝たきりまたは認知症により要介護状態となり、一定期間経過後も要介護状態が続いたときの、月々の補償（介護補償保険金）および一時金のお支払い（介護一時保険金）を基本として、軽度の要介護状態の場合にも保険金をお支払いする内容となっています。

また、要介護状態が長期間にわたった場合の5年ごとの一時金や、ご両親が重度の要介護状態になった場合の一時金、要介護状態にならずに一定日まで健康で過ごされた場合のお祝い金などをお支払いするプランも用意しておりますので、ご要望に応じてお選びいただけます。

さらに、ご契約いただいたお客様には充実した各種サービスを提供し、日常生活を強力にバックアップします。

この「安心ガイド」では、「介護補償保険」の特長をわかりやすくご紹介しておりますので、ご一読のうえ、保険証券とともに大切に保管くださいますようお願い申し上げます。

※本保険では、2006年12月より「痴呆」という用語を「認知症」に変更しております。（補償内容の変更はありません。）

### 保険用語の解説

..... 2ページ

### 「介護補償保険」の内容

..... 3ページ

### 要介護状態について

..... 5ページ

### ご契約時に必ずお読みください。

..... 9ページ

### 「介護補償保険」補償内容のあらまし

..... 13ページ

### 生命保険料控除について

..... 17ページ

### 普通保険約款・特約条項

..... 20ページ

## 保険用語の解説

用 語	解 説
ご契約者	弊社に対し保険契約の申込をされた方で、保険契約上の様々な権利・義務をもたれる方をいいます。
被保険者	ご契約いただいた保険の補償を受けられる方をいいます。
保険期間	ご契約いただいた保険で補償の対象となる契約期間をいいます。
保険年度	保険期間開始日から起算して、満1か年を第1保険年度といい、以下順次第2保険年度、第3保険年度、・・・となります。
保険料	ご契約いただく保険の内容に応じて、ご契約者にお払込みいただく金銭をいいます。
払込期日	保険料の支払方法を一時払以外でご契約いただいた場合の保険料のお払込期日をいいます。なお、口座振替でお払込みいただくご契約の場合は、金融機関の定める振替日が払込期日となります。
保険金	所定の支払事由に該当した場合に、弊社がお支払いする金銭をいいます。
ご契約金額 (保険金額)	ご契約いただいた保険で保険金をお支払いする事由に該当した場合に、弊社がお支払いする保険金の限度額（補償限度額）をいいます。
免責	弊社が保険金の支払責任を負わないことをいいます。
免責金額	ご契約いただいた保険で保険金をお支払いする事由が生じた場合に、ご契約者もしくは被保険者に自己負担いただく額をいいます。
告知義務	ご契約時に、保険契約上の重要な事項を正しく弊社に申し出ていただかなければならないご契約者・被保険者の義務をいいます。正しい内容で申し出ていただかなかった場合、保険金を支払う事由が生じても保険金をお支払いできなかつたり、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。
通知義務	保険期間の中途にご契約内容を変更しなければならないような事実が生じた場合、その事実・変更内容を弊社にご連絡していただかなければならないご契約者・被保険者の義務をいいます。正しい内容でご連絡していただかなかった場合、保険金を支払う事由が生じても保険金をお支払いできなかつたり、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。
解約 (解除)	ご契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。
普通保険約款	ご契約いただいた保険の内容を定めたものをいいます。
特約 (特別約款)	普通保険約款の補充または変更内容を定めたものをいいます。
保険証券	ご契約いただいた内容を証明するために、弊社が作成しご契約者に交付する書面のことをいいます。

## 介護補償保険の内容

### 保険金をお支払いする場合

この保険では、被保険者（本人）が「寝たきりにより介護が必要な状態」または「認知症により介護が必要な状態」（以下「要介護状態」といいます。）となり、その要介護状態が一定期間継続した場合に以下の保険金をお支払いします。

- ・介護補償保険金
- ・介護一時保険金
- ・長期介護状態保険金（「長期介護状態保険金支払特約」付帯の場合）

また、被保険者（本人）の父母が要介護状態となった場合に一時金をお支払いする特約や、要介護状態になることなく、あらかじめ定めた日まで生存していたときに、保険契約者に長寿健康支援金をお支払いする特約も用意しています。

→詳しい補償内容は13ページから14ページをご覧ください。

### 日本興亜ふれあいサークルのご案内

『日本興亜ふれあいサークル』とは、弊社の介護補償保険・積立火災保方ならどなたでもご利用できる無料電話相談サービスです。

#### 介護関連相談サービス（平日10:00～16:00）

##### 《電話での介護相談》

電話により、ケアマネージャーが介護に関するご相談にお応えします。

##### 《「介護コーナー」での対面介護相談》

全国に「介護コーナー」を設置し、常駐のケアマネージャーが対面方式で介護相談にお応えします。

##### 《ケアマネージャーによるケアプランの作成》

実際に介護が必要な場合には、ケアマネージャーが最適なケアプランをご提案します。

##### 《介護サービスのお取り次ぎ》

全国約2,500社の地域介護事業者と「介護ネットワーク」を構築しており、実際に介護サービスを受けたい方に対しお取り次ぎをしています。



#### 年金・税務・法律相談サービス（原則予約制）

##### 《年金相談》

厚生年金・国民年金などに関するご相談に専門家がお応えします。

##### 《税務相談》

日常生活に関する税務全般に専門家がお応えします。

##### 《法律相談》

日常生活で生じた法律問題に専門家がお応えします。



受付時間	平日10:00～17:00（土・日・祝日は除きます。）
------	-----------------------------

（注）正式に委託される場合の費用はお客様のご負担となります。

※「介護関連相談サービス」「健康・医療相談サービス」はウェルネスケリ・カギ開け緊急サービス」は株式会社プレステージインターナショナル  
※上記のサービスは2006年11月現在のものです。一部のサービスについて変更される場合、またはご利用を制限させていただく場合がございます。

## 被保険者（保険の対象となる方）の範囲

### ●被保険者（本人）

この保険にご加入いただける方（被保険者（本人））は、保険期間の初日において、満10歳以上満75歳以下の方です。

### ●「父母介護補償特約」の被保険者

この特約の補償の対象となる方は、保険期間の初日において満75歳以下の、被保険者（本人）の戸籍上の父または母とします。ただし、被保険者（本人）との年齢差が40歳以内の父または母に限ります。

※「父母介護補償特約」は、ご希望により付帯することができます。

## 保険期間について

終身です。

（保険期間の初日から被保険者（本人）が亡くなるまで）

険・積立傷害保険・年金払積立傷害保険のご加入者およびそのご家族の

### 健康・医療相談サービス（24時間年中無休）

#### 《健康相談》

日常生活での「気になる身体の不調」や「健康維持・増進」に関する一般的なご相談をお受けします。

#### 《医療相談》

病気に関する詳細説明や最新の治療法に関するアドバイス、検査データの説明などを医師やカウンセラーが適切に行います。

#### 《メンタルヘルスの相談》

ストレスや不安を引き起こす原因・対処方法等について、臨床心理士やメンタルヘルスの専門家が適切にアドバイスをします。

#### 《医療機関情報等の提供》

深夜・休日にも開業している医療機関やご自宅・会社の近くの最適な医療機関等に関する情報をご提供いたします。



### 水まわり・カギ開け緊急サービス（24時間年中無休）

日常生活の中で起こる次のトラブルに、専門業者を手配し対処します（作業費用等の実費はお客様のご負担となります。）。

- ・家のカギの開錠、カギの作成
- ・錠前、シリンダーの取替え、取付
- ・金庫、車の開錠
- ・トイレのつまり、あふれ
- ・配水管、下水のつまり
- ・台所、お風呂のつまり
- ・水まわりのパッキン交換
- ・トイレの水が止まらない
- ・水漏れ修理、水道工事全般



ア・ネットワーク株式会社、「年金・税務・法律相談サービス」「水まわりとの提携により、サービスを提供します。

ては、地域によってご利用いただけない場合、サービスの内容が予告なますので、ご了承願います。

## ■要介護状態の定義

「軽度介護状態担保特約」を付帯しない場合の、要介護状態の定義は

### 「寝たきり」による要介護状態

終日就床（介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。）しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。

- 歩行の際に、補助用具（義手、義足、車いす等をいいます。）を用いても、次のいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること。
  - ①両手両足をつけて這ったり、膝・尻をつけて進んだりしないと移動できない。
  - ②自分では寝返りおよびベッド上の小移動しかできない。
  - ③自分では全く移動することができない。
- 次のいずれかの行為の際に、補助用具を用いても、それぞれ以下に掲げるいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること。

#### 食 事

- ①食器または食物を工夫しても自分では食事ができない。
- ②自分では全く食事ができない（身体の障害により療養中であり、経口食は禁じられ点滴で栄養をとっている、または流動食に限られている場合を含む。）。

#### 排せつ

- ①自分では拭取りの始末ができない。
- ②自分では座位を保持することができない。
- ③かなりの頻度で失禁してしまうので、おむつまたは特別な器具を使用している。
- ④医師から絶対安静を命じられているため、しびん等を使用している。

#### 入 浴

- ①自分では体を洗ったり拭いたりすることができない。
- ②自分では浴槽の出入りができない。
- ③自分では全く入浴ができない。

#### 衣類の着脱

衣類を工夫しても自分では全く手足を衣類に通せない。

以下のとおりです。

### 「認知症」による要介護状態

認知症であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。

- 次のいずれかの行為の際に、補助用具を用いても、それぞれ以下に掲げるいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること。

#### 歩 行

- ① 両手両足をつけて這ったり、膝・尻をつけて進んだりしないと移動できない。
- ② 自分では寝返りおよびベッド上の小移動しかできない。
- ③ 自分では全く移動することができない。

#### 食 事

- ① 食器または食物を工夫しても自分では食事ができない。
- ② 自分では全く食事ができない（身体の障害により療養中であり、経口食は禁じられ点滴で栄養をとっている、または流動食に限られている場合を含む。）。

#### 排せつ

- ① 自分では拭取りの始末ができない。
- ② 自分では座位を保持することができない。
- ③ かなりの頻度で失禁してしまうので、おむつまたは特別な器具を使用している。
- ④ 医師から絶対安静を命じられているため、しびん等を使用している。

#### 入 浴

- ① 自分では体を洗ったり拭いたりすることができない。
- ② 自分では浴槽の出入りができない。
- ③ 自分では全く入浴ができない。

#### 衣類の着脱

衣類を工夫しても自分では全く手足を衣類に通せない。

- 以下に掲げる通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動またはそれらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること。
  - ① 徘徊をする、または迷子になる。
  - ② 過食、拒食または異食をする。
  - ③ 所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をする。
  - ④ 乱暴行為または破壊行為をする。
  - ⑤ 興奮し騒ぎたてる。
  - ⑥ 火の不始末をする。
  - ⑦ 物を盗む、またはむやみに物を集める。

## ■要介護状態の定義(軽度介護状態担保特約付帯の場合)

「軽度介護状態担保特約」を付帯したご契約の場合の、要介護状態のただし、「軽度介護状態担保特約」を付帯したご契約の場合でも、父母いて、この要介護状態の定義は適用しません。(5～6ページの定義を

### 「寝たきり」による要介護状態

次のいずれにも該当する状態をいいます。

- 寝返りまたは歩行の際に、以下の状態であること。
  - (1) 寝返り（身体に布団をかけない状態で横たわったまま、左右のどちらかに身体の向きを変えることをいいます。）の際に、ベッド柵、ひも、パー、サイドレールにつかまらなければ一人で寝返りができない状態、または同程度の要介護状態であるために他人の介護が必要であること。
  - (2) 歩行（歩幅や速度を問わず、立った状態から5 m以上歩くことをいいます。）の際に、杖や歩行器を用いたり、壁で手を支えたりしなければ歩行ができない状態、または同程度の要介護状態であるために他人の介護が必要であること。
- 入浴、排せつ、清潔・整容、衣類の着脱の4項目の行為について、2項目以上の行為で全面的な要介護状態または部分的な要介護状態で、かつ、1項目以上の行為で全面的な要介護状態であること。

全面的な要介護状態	
1. 入浴	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ①介護者に抱えられるか、リフト等の機器を用いなければ一般家庭用浴槽への出入りができない。 ②洗身（浴室内でスポンジや手拭い等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいいます。）行為をすべて介護者が行っている。
2. 排せつ	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ①おむつ等を使用している。 ②身体の汚れた部分を拭くことを含め、排せつに関わるすべての介助を介護者が行っている。
3. 清潔・整容	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ①歯磨き等を自分では全くできない。 ②洗顔を自分では全くできない。 ③整髪を自分では全くできない。 ④つめ切りを自分では全くできない。
4. 衣類の着脱	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ①ボタンのかけはずしを自分では全くできない。 ②上衣の着脱を自分では全くできない。 ③ズボン、パンツ等の着脱を自分では全くできない。 ④靴下の着脱を自分では全くできない。



定義は以下のとおりです。  
介護補償特約の被保険者(特約の対象となる被保険者(本人)の父母)につ  
適用します。)

### 「認知症」による要介護状態

次のいずれにも該当する状態をいいます。

- 以下の問題行動のうち、3項目以上の問題行動があるために、他人の介護が必要であること。
- 入浴、排せつ、清潔・整容、衣類の着脱の4項目の行為について、2項目以上の行為で全面的な要介護状態または部分的な要介護状態で、かつ、1項目以上の行為で全面的な要介護状態であること。

#### 問題行動

1. ひどい物忘れがある。
2. まわりのことに関心を示さない。
3. 物を盗られたなど被害的になることがある。
4. 作話をし周囲に言いふらすことがある。
5. 実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。
6. 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
7. 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
8. 暴言や暴行を行うことがある。
9. 同じ話をくり返したり、口や物を使って周囲に不快な音をたてる。
10. 周囲に迷惑となるような大声を出すことがある。
11. 助言や介護に抵抗することがある。
12. 目的もなく動き回ることがある。
13. 自分の居場所がわからず「家に帰る」等と言い落ち着きがなくなるがある。
14. 外出すると自室や自宅に戻れなくなることがある。
15. 1人で外に出たがり、目が離せないことがある。
16. いろいろな物を集めたり、無断で持ってくるがある。
17. 火の始末や火元の管理ができないことがある。
18. むやみに物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
19. ところかまわず排せつをする、または排せつ物を意図的に弄ぶことがある。
20. 食べられないものを口に入れることがある。
21. 周囲が迷惑している性的行動がある。

### 部分的な要介護状態

次のいずれかに該当する状態をいいます。

- ①一般家庭用浴槽に出入りする際に、介護者が支えたり手を貸したりすることが必要である。
- ②洗身行為において、身体の一部を洗う、石鹸をつけるなど部分的に介助が必要である。

次のいずれかに該当する状態をいいます。

- ①排せつ後、介護者が拭き取るなどの援助を行っている。
- ②排せつ時に介護者が紙の用意をしたり、便器まわりを汚した場合に掃除を行うなどの援助を行っている。

次のいずれかに該当する状態をいいます。

- ①歯磨き等を行う際に、介護者が歯ブラシやうがい用の水を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつけるなどの介助が必要である。
- ②洗顔を行う際に、介護者がタオルを用意するなどの介助が必要である。
- ③整髪を行う際に、介護者がくしやブラシを用意するなどの介助が必要である。
- ④つめ切りを行う際に、介護者がつめ切りを用意する、一部のつめを切るなどの介助が必要である。

次のいずれかに該当する状態をいいます。

- ①ボタンのかけはずしの一部は自分でできるが、何らかの介助が必要である。
- ②上衣の着脱の一部は自分でできるが、介護者が常に上衣を持っているなどの介助が必要である。
- ③ズボン、パンツ等の着脱の途中までは自分でできるが、最後に介護者が上まではかせるなどの介助が必要である。
- ④靴下の着脱の一部は自分でできるが、介護者が靴下を丸める、つま先だけはかせるなどの介助が必要である。

ご契約時に必ずお読みください。

## ご契約時にご注意いただきたい内容

- 保険契約申込書に「署名（記名）・捺印」をなさる前に確認  
いただきたい内容
  - ・保険契約申込書に記載されていること（特に職業・職種、年齢、他の保険契約、過去の保険金請求・受領の有無など）について正しくご記入ください。  
（注）「他の保険契約」…介護補償保険、介護費用保険、積立介護費用保険など
  - ・ご契約の際、次の事実があるときは、保険契約は無効です。
    - ①被保険者の契約時の年齢が当社の定める契約年齢の範囲外であったとき
    - ②保険契約に関し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）に詐欺の行為があったとき
  - ・現在の健康状態、過去の病歴など健康状態告知書でおたずねすることについて、ありのまま正しくご記入ください。健康状態告知書に記入した内容によっては、ご契約をお引受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、保険始期以前に要介護状態の原因となった事由が生じていた場合には、保険金をお支払いすることはできません。
  - ・知っている事実を記入されなかったり、または事実と相違することを記入されたときは、ご契約が解除されることや、保険金をお支払いできないことがあります。
  - ・「保険料の返還に関する特約」が付帯されている保険契約は、解約

## ご契約後にご注意いただきたい内容

- 他の保険契約を締結される場合のご注意
  - ・この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約を締結する場合、または、これらの保険契約があることを知った場合には、ただちに弊社または取扱代理店へご通知ください。
- 住所・通知先の変更について
  - ・転居・町名変更などにより住所または通知先が変更となった場合には、ただちに弊社または取扱代理店へご通知ください。
- 分割払の場合、保険料は払込期日までにお支払いください。
  - ・2回目以降の分割保険料については払込期日をお守りください。お払込みがない場合には、事故が発生しても保険金をお支払いできなかったり、または保険契約を解除させていただくことがあります。
  - ・口座振替をご利用の場合は、11ページの「保険料の口座振替について」をご参照ください。
- 保険契約の復活について
  - ・分割払の保険料の払込みがないために契約が失効した場合でも、失効後3年以内は弊社の定める手続きをとっていただいた上で、保険契約の復活を請求いただくことができます。この場合には、ご加入時と同様に健康状態告知書をご提出いただきますが、健康状態によっては、ご契約の復活を承認できない場合があります。また、失効時の返れい金をご請求されたあとは復活できません。
- 解約（失効）返れい金について⇒参考例はP.15～16をご覧ください
  - ・「保険料の返還に関する特約」を付帯した場合には、解約や失効時の返れい金は返還割合に応じて削減されます。
  - ・この契約は、「返還金基準年齢の変更に関する特約（返還金基準年

または失効時の返れい金の額が、「保険料の返還に関する特約」が付帯されていないときの返れい金に申込書記載の返還割合を乗じた額に削減されます。この特約を付帯した保険契約をお申込みのときには、ご契約時にこの旨の説明を受け、了承の確認として該当欄に署名・捺印をいただきます。

- 保険金額（補償金額）の設定について
  - ・ご契約の際、保険金額（補償金額）を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 保険料は、ご契約と同時にお払込みください
  - ・保険料（一時払以外の払込方法の場合は第1回保険料）は必ずご契約と同時にお払込みください。
  - ・保険料をお払込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますのでお確かめください。
  - ・なお、保険期間が始まった後でも、保険料領収前に要介護状態の原因となった事由が生じた場合には、保険金をお支払いできません。
  - ※団体扱・集団扱でご契約の場合、または「初回保険料の口座振替に関する特約」もしくは「クレジットカードによる保険料支払に関する特約」を付帯したご契約の場合は、あらかじめお約束する方法でのお払込みとなります。

齢85歳）」が付帯されています。被保険者（本人）の年齢が85歳になったとき以降は、解約や失効時の返れい金はありません。

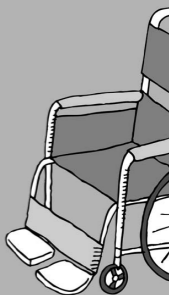
- ・要介護状態となり保険金支払われる場合、解約返れい金はありません。
- 保険料の払込免除について（一時払の場合を除きます）
  - ・被保険者（本人）が要介護状態となり、保険金お支払いの対象となった場合には、支払対象期間開始日の属する月の翌月に到来する払込期日にさかのぼって、保険料のお払込みが免除されます。
  - ・「父母介護補償特約」を付帯した契約について、特約の対象となる父母が要介護状態となり、保険金お支払いの対象となった場合には、支払対象期間開始日の属する月の翌月に到来する払込期日にさかのぼって、この特約の保険料のうち、要介護状態となった父母についての保険料のお払込みが免除されます。
- 保険証券について
  - ・保険証券は、保険金のお支払いなどの際にご提示いただくことがありますので、大切に保管してください。
  - ・また、保険証券添付の控除証明書は生命保険料控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。
- 「長寿健康支援金支払特約」について
  - ・この特約を付帯したご契約の場合、次のいずれかに該当したとき、特約部分は終了となります。
    - ①被保険者（本人）が死亡したとき
    - ②被保険者（本人）に保険金を支払うべき要介護状態の原因となる事由が発生したとき
  - ・上記②の場合は、この特約の保険料にかかる返れい金を支払いません。

## 事故が発生した場合の手続き

- 要介護状態となったときのご通知
  - ・被保険者が万一要介護状態となった場合は、要介護状態を証明する医師の診断書（用紙は弊社または取扱代理店で用意します。）を添えて、書面によりただちに弊社または取扱代理店にご通知ください。
- ご家族の方が代わりに保険金を請求できます。
  - ・被保険者に保険金を請求できない特別な事情があるときは、次の方がその事情を示す書類をもってその旨を弊社に申し出て、弊社

## 保険料の口座振替について

- 保険料の振替日は、ご利用の金融機関により異なりますが、26日または27日（郵便局の場合は26日）となります。毎回の振替日の前日までに、ご指定の預貯金口座に必要な残高をご用意ください。
- 振替不能となったときは、翌月の振替日に再度振替させていただきます。この場合、月払契約につきましては、振替不能となった保険料と翌月分の保険料を合わせて振替させていただきます。なお、再度の振替日にも振替ができず、最初の振替不能日の翌月末日まで（「猶予期間」といいます。）にお払込みがなかったときには、最初の振替不能日の翌日（振替不能となった保険料が初回保険料の場合は保険期間の始期日）以降に発生した事故については保険金をお支払いすることができなくなりますのでご注意ください。  
ただし、最初に振替不能となったことにご契約者の故意や重大な過失がないと弊社が認めた場合は、保険料のお払



の承認を得たうえで被保険者の代理人として保険金を請求することができます。なお、保険金のお支払いにより被保険者が病名を知ることがあっても、弊社は一切の法的責任を負いません。

- (1) 被保険者と同居または生計を共にする配偶者
- (2) (1)に規定する方がいない場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等以内の親族
- (3) (1)(2)に規定する方がいない場合には、(1)以外の配偶者または(2)以外の3親等以内の親族

込みの猶予期間を最初の振替不能日の翌々月25日まで延長します。この場合、取扱代理店または弊社から振替不能保険料のお払込方法をご連絡いたします。（「重大な過失」とは、過去にも残高不足による口座振替の再請求に対して振替不能となったことがある場合等をいいます。）

※お客様のご都合により口座の請求を停止された場合、振替不能となった保険料は再度振替されませんので、取扱代理店まで直接お申し込みいただきますようお願いいたします。

※振替不能となった保険料の額とその理由および今後のお取扱方法を記載した「損害保険料口座振替不能のお知らせ」をお送りいたしますのであわせてご確認ください。

- 同一の預貯金口座から複数の保険契約の保険料を振替させていただいている場合には、すべての保険契約の保険料をまとめた合計額を振替させていただきます。この場合のご通帳の表示は1行となります。



## 【介護補償保険普通保険約款】

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
①介護補償保険金	被保険者（本人）が要介護状態となり、その要介護状態が支払対象期間（※1）の開始日から、あらかじめ定めた一定期間（※2）を超えて継続したとき
②介護一時保険金	

（注）特約を付帯することにより、②介護一時保険金のみのお支払いとす

※1 被保険者（本人）が要介護状態であることを医師が診断した日から、す。）までの期間をいいます。

※2 通常は180日となります。「フランチャイズ期間の変更に関する」とができます。

## ご契約内容により、次の特約が付帯されます。



特約条項名	保険金をお支払いする場合
長期介護状態保険金支払特約	被保険者（本人）が要介護状態となり、介護補償保険金または介護一時保険金がお支払される場合に、支払対象期間開始日から継続して要介護状態であるとき
父母介護補償特約	被保険者（本人）の父母（父母介護補償特約の被保険者となる方）が要介護状態となり、その要介護状態が支払対象期間の開始日から180日を超えて継続したとき
長寿健康支援金支払特約	被保険者（本人）が要介護状態になることなく、あらかじめ定めた長寿健康支援金支払基準日まで生存したとき

## 《その他の特約条項》

特約条項名	特約の内容
返還金基準年齢の変更に関する特約 〔自動付帯〕	解約・失効時の保険料の返還額がゼロになる被保険者年齢を「満75歳」から「満85歳」に引き上げる特約です。
支払限度期間設定特約	介護補償保険金および長期介護状態保険金の支払対象期間の上限を保険証券記載の支払限度期間（「5年」または「10年」）とする特約です。
軽度介護状態担保特約	保険金をお支払いする要介護状態の範囲を拡大する特約です。（詳しくは、7～8ページをご覧ください。）
フランチャイズ期間の変更に関する特約	通常180日であるフランチャイズ期間を保険証券記載の日数（30日、60日または90日）に変更する特約です。
寝たきりのみ担保特約	保険金をお支払いする要介護状態を「寝たきり」に限定する特約です。
認知症のみ担保特約	保険金をお支払いする要介護状態を「認知症」に限定する特約です。




## 保険金をお支払いできない主な場合

- 次のいずれかによる要介護状態
  - ・ 故意または重大な過失
  - ・ 自殺・闘争・犯罪行為
  - ・ 麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用
  - ・ アルコール依存、薬物依存または薬物乱用
  - ・ 被保険者の先天性異常
  - ・ 地震、噴火またはこれらによる津波
  - ・ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱、暴動

お支払いする保険金の額	保険証券上の表示
支払対象期間中の各月について、介護補償保険金月額を介護補償保険金としてお支払いします。	
介護一時保険金額の全額を介護一時保険金としてお支払いします。 (保険期間を通じて1回限りの支払い)	

ることができます。

被保険者(本人)が要介護状態でなくなった日(死亡した日を含みます)の特約」を付帯して、この期間を30日、60日または90日に変更するこ

お支払いする保険金の額	保険証券上の表示
5年ごとに長期介護状態保険金額の全額をお支払いします。	
1名につき父母介護補償保険金額の全額をお支払いします。 (1名につき、保険期間を通じて1回限りの支払い)	
長寿健康支援金額の全額を保険契約者にお支払いします。	

お支払いする保険金	保険証券上の表示
—	ご注意文言を表示
—	該当の補償内容欄に表示
・介護補償保険金 ・介護一時保険金 ・長期介護状態保険金(「長期介護状態保険金支払特約」付帯の場合)	
—	該当の補償内容欄に変更後の内容を表示
・介護補償保険金 ・介護一時保険金 ・長期介護状態保険金(「長期介護状態保険金支払特約」付帯の場合)	
・介護補償保険金 ・介護一時保険金 ・長期介護状態保険金(「長期介護状態保険金支払特約」付帯の場合)	

- ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染されたものの放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性によって生じた事故
- ・むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの
- ・無資格運転・酒酔い運転中の事故

●正当な理由なく、被保険者が治療を怠り、または被保険者に治療をさせなかったために、要介護状態となったときまたは要介護状態がフランチャイズ期間を超えて継続したとき

《参考例》解約（失効）返れい金表 (2006年11月現在)

(ご契約条件) 介護補償保険金月額5万円、介護一時保険金額100万円  
ランチャイズ期間90日)、軽度介護状態担保特約付帯、

性別	男性		
契約時年齢 経過年数	20歳	25歳	30歳
5年	202,620円	242,580円	296,390円
10年	421,090円	503,640円	613,910円
15年	655,490円	782,220円	949,020円
20年	905,240円	1,075,170円	1,292,800円
25年	1,166,960円	1,373,570円	1,626,910円
30年	1,431,790円	1,659,710円	1,918,660円
35年	1,682,420円	1,902,560円	1,830,320円
40年	1,889,090円	1,818,110円	1,622,570円
45年	1,807,920円	1,614,270円	1,259,390円
50年	1,607,310円	1,254,630円	722,070円
55年	1,250,650円	720,120円	0円
60年	718,500円	0円	0円
65年	0円	0円	0円

性別	女性		
契約時年齢 経過年数	20歳	25歳	30歳
5年	259,450円	310,640円	379,540円
10年	539,160円	644,870円	786,000円
15年	839,220円	1,001,430円	1,214,810円
20年	1,158,810円	1,376,200円	1,654,750円
25年	1,493,550円	1,757,970円	2,081,910円
30年	1,832,230円	2,123,600円	2,453,460円
35年	2,152,330円	2,432,470円	2,336,440円
40年	2,414,840円	2,320,280円	2,061,630円
45年	2,306,690円	2,050,380円	1,583,030円
50年	2,040,940円	1,576,450円	887,410円
55年	1,570,910円	884,690円	0円
60年	882,400円	0円	0円
65年	0円	0円	0円

※上表の解約（失効）返れい金は始期応当日に解約した場合の金額です。  
となります。

※「保険料の返還に関する特約」が付帯されている場合は、上表の金額に  
ます。

※要介護状態となり保険金が支払われる場合、解約返れい金はありませ

※上記ご契約条件以外の解約（失効）返れい金をご確認される場合は、



円、60歳払済、月払、フランチャイズ期間の変更に関する特約付帯（フ返還金基準年齢の変更に関する特約付帯（返還金基準年齢85歳）

男 性			
35歳	40歳	45歳	50歳
371,960円	484,620円	668,890円	1,028,430円
766,810円	990,270円	1,348,160円	2,031,270円
1,174,900円	1,495,660円	1,992,580円	1,915,640円
1,577,040円	1,962,320円	1,886,320円	1,680,670円
1,938,220円	1,863,390円	1,660,710円	1,292,700円
1,845,130円	1,645,100円	1,281,250円	735,670円
1,632,660円	1,272,310円	731,000円	0円
1,265,180円	727,340円	0円	0円
724,430円	0円	0円	0円
0円	0円	0円	0円
0円	0円	0円	0円
0円	0円	0円	0円
0円	0円	0円	0円

女 性			
35歳	40歳	45歳	50歳
476,230円	620,280円	856,120円	1,315,600円
981,570円	1,267,570円	1,725,210円	2,596,470円
1,503,920円	1,914,170円	2,548,030円	2,446,600円
2,018,270円	2,509,670円	2,409,280円	2,138,210円
2,478,760円	2,379,730円	2,112,260円	1,627,920円
2,355,920円	2,091,720円	1,612,710円	905,970円
2,075,160円	1,600,670円	899,680円	0円
1,590,970円	894,700円	0円	0円
890,690円	0円	0円	0円
0円	0円	0円	0円
0円	0円	0円	0円
0円	0円	0円	0円
0円	0円	0円	0円

始期応当日以外の日で解約（失効）となった場合は上表とは異なる金額  
 保険証券記載の返還割合を乗じた額が解約（失効）返れい金の額となり

ん。  
 弊社または取扱代理店におたずねください。

## 生命保険料控除について

介護補償保険につき払い込まれた保険料は、一定額がその年の所得控除の対象となり、所得税と住民税が軽減されます。

※今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。  
(2006年11月現在)

### 1. 控除手続

#### ○給与所得者の方の場合

弊社の発行する「生命保険料控除証明書」を「給与所得者の保険料控除等申告書」に添付し、勤務先に提出すると年末調整で控除されます。

#### ○自営業者の方の場合

翌年の確定申告の際に、弊社の発行する「生命保険料控除証明書」を添付し控除を受けます。

### 2. 控除される額

他の生命保険契約とあわせて、年間払込保険料に応じて控除額が決定されます。

#### ◆所得税の場合

年間払込保険料	控除される額
25,000円以下の場合	払込保険料全額
25,000円を超え 50,000円以下の場合	(年間払込保険料÷2) +12,500円
50,000円を超え 100,000円以下の場合	(年間払込保険料÷4) +25,000円
100,000円を超える場合	一律50,000円

#### ◆住民税の場合

年間払込保険料	控除される額
15,000円以下の場合	払込保険料全額
15,000円を超え 40,000円以下の場合	(年間払込保険料÷2) +7,500円
40,000円を超え 70,000円以下の場合	(年間払込保険料÷4) +17,500円
70,000円を超える場合	一律35,000円

## ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害事故等について保険金の支払が迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況等について確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いません。ご不明な点は、弊社までお問い合わせください。

## 「損害保険契約者保護機構」による契約者保護について

引受保険会社の経営が破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。このうち引受保険会社が破綻した場合は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金や返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻後の予定利率の変更により90%を下回ることがあります。(また、主務大臣が定める率より高い予定利率を適用している保険契約は、補償割合が90%を下回ることがあります。)

【2006年11月現在】

「損害保険契約者保護機構」の詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。



## ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）について

ご契約のお申込み後であっても次のとおりクーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除）を行うことができます。

（ただし、下記の《クーリングオフできない場合》に該当する契約を除きます。）

- (1) お客様がご契約をお申込みいただいた日またはクーリングオフ説明書を受領された日のいずれか遅い日から8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。
- (2) クーリングオフされる場合は、上記期間内（8日以内の消印有効）に弊社の本社宛てに必ず郵便にてご通知ください。  
※ご契約を申し込まれた代理店／仲立人では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできませんのでご注意ください。
- (3) クーリングオフされた場合には、すでにお払込みになった保険料は、すみやかにお客様にお返しいたします。また、弊社および代理店／仲立人はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。  
ただし、ご契約を解除される場合には、保険期間の開始日（保険期間の開始日以降に保険料が払い込まれたときは、弊社が保険料を受領した日）からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割でお払込みいただく場合がございます。

### 〈クーリングオフできない場合〉

次の契約は、クーリングオフはできませんのでご注意ください。

- 営業または事業のためのご契約
- 法人または社団・財団等が締結したご契約
- 保険金額、補償内容等の変更のために保険期間の途中で更改されたご契約
- 質権が設定されたご契約
- 第三者の担保に供されているご契約
- 通信販売特約により申し込まれたご契約

なお、すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

クーリングオフを希望される場合は、ハガキまたは封書に次の必要事項をご記入のうえ、弊社宛てに郵送してください。

### 〈必要事項〉

- (1) ご契約をクーリングオフする旨の内容
- (2) ご契約を申し込まれた方の住所、氏名（捺印）、電話番号
- (3) ご契約を申し込まれた年月日
- (4) ご契約を申し込まれた保険の内容（下記記入例をご参照ください。）

### 〈あて先〉

〒100-8965  
東京都千代田区霞が関3丁目7番3号  
日本興亜損害保険株式会社  
お客様相談室 行

### 〈記入例〉

下記保険契約をクーリングオフします。	
申込人	住所 氏名 電話
申込日	平成〇年〇月〇日
申し込んだ保険の内容	①介護補償保険 ②保険期間 平成〇年〇月〇日から終身 ③証券番号 ④取扱代理店または仲立人名 ⑤弊社営業店名 ⑥領収証番号

（③、⑥はお判りの場合のみご記入ください。）

◆介護補償保険普通保険約款◆

すべての保険契約に適用されます。

21～29

◆特約条項

《ご注意》

- ・下記特約条項のうち、証券の特約条項欄に記載された符号の特約条項が適用されます。
- ・「※」を付した特約条項の適用については該当の特約条項をご覧ください。
- ・証券の特約条項欄に「30」が記載される団体扱特約条項については、証券の団体名欄の記載にしたがい、いずれかの条項が適用されます。
- ・この冊子に収録されていない特約条項を締結された場合は、別途特約条項を証券に添付します。

◇ 6 0	寝たきりのみ担保特約条項	30
◇ 6 1	認知症のみ担保特約条項	30
◇ 6 2	支払限度期間設定特約条項	31
◇ 6 3		
◇ 4 0	介護一時保険金のみの支払特約条項	31
◇ 4 2	フランチャイズ期間の変更に関する特約条項	31
◇ 4 4	返還金基準年齢の変更に関する特約条項	31
◇ 4 3	軽度介護状態担保特約条項	32
◇ 4 5	長寿健康支援金支払特約条項	34
◇ 4 6	長期介護状態保険金支払特約条項	35
◇ 4 7	父母介護補償特約条項	35
◇ 4 8	機能回復費用保険金支払特約条項	38
◇ 3 0	団体扱特約条項 (一般A)	39
◇ 3 0	団体扱特約条項 (一般B)	41
◇ 3 0	団体扱特約条項 (一般C)	43
◇ 3 0	団体扱特約条項	45
◇ 3 0	団体扱特約条項 (口座振替方式)	47
◇ Q 1	追加保険料の払込みに関する特約条項 (団体扱用)	49
◇ Q 2	集団扱特約条項	50
◇ Q 3	追加保険料の払込みに関する特約条項 (集団扱用)	52
◇ M 3	初回保険料の口座振替に関する特約条項	53
◇ ※	クレジットカードによる保険料支払に関する特約条項	54
◇ 8 5	通信販売に関する特約条項	55
◇ 8 8	保険料の一部一時払に関する特約条項	56
◇ M 1	前払式証票による保険料支払に関する特約条項	57
◇ 5 1	保険契約の転換に関する特約条項	57
◇ 5 0	契約内容の異動に関する特約条項	58
◇	追加保険料の払込みに関する特約条項	59
◇ 5 2	保険金受取人の指定に関する特約条項	60
◇ 4 9	保険料の返還に関する特約条項	60

# 介護補償保険普通保険約款

## 第1章 当会社の責任

### 第1条（当会社の支払責任）

当会社は、保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態（以下「要介護状態」といいます。）となったときは、この約款に従い保険金（介護補償保険金または介護一時保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。

### 第2条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、当該各号に定めるところによります。

#### (1) 寝たきりにより介護が必要な状態

終日就床（介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。）しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。

イ. 歩行の際に、補助用具（義手、義足、車いす等をいいます。

以下この条において同様とします。）を用いても、別表1の第1号に掲げるいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること。

ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具を用いても、それぞれ別表1の第2号から第5号までに掲げるいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること。

(イ) 食事

(ロ) 排せつ

(ハ) 入浴

(ニ) 衣類の着脱

#### (2) 認知症

正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。

#### (3) 認知症により介護が必要な状態

認知症であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。

イ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具を用いても、それぞれ別表1の各号に掲げるいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること。

(イ) 歩行

(ロ) 食事

(ハ) 排せつ

(ニ) 入浴

(ホ) 衣類の着脱

ロ. 別表2に掲げる通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動またはそれらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること。

#### (4) 支払対象期間

被保険者が要介護状態であることを医師（保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が医師である場合には、これらの者以外の医師をいいます。以下同様とします。）が診断した日（以下「支払対象期間開始日」といいます。）から被保険者が要介護状態でなくなった日（以下「支払対象期間終了日」といいます。）までの期間をいいます。

#### (5) 重複保険契約

この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の介護補償保険契約等の保険契約をいいます。

#### (6) 保険年度

初年度については、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。

### 第3条（責任の始期および終期）

① 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻）に始まり、被保険者が死亡した時に終わります。

- ② 前項の時刻は、保険証券発行地の標準時によるものとします。
- ③ 保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。
  - (1) 保険期間開始前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
  - (2) 一時払保険料または第1回保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
  - (3) 一時払保険料または第1回保険料の領収前に、要介護状態となった場合

## 第2章 保険金の種類および支払額

### 第4条（介護補償保険金の支払）

当会社は、被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が支払対象期間開始日からその日を含めて180日をこえて継続した場合には、支払対象期間中の各月について、保険証券記載の介護補償保険金月額（以下この条において「介護補償保険金月額」といいます。）の全額（支払対象期間開始日または支払対象期間終了日の属する月については、その月の総日数に対するその月の支払対象期間の日数の割合を介護補償保険金月額に乗じた額）を介護補償保険金として被保険者に支払います。

### 第5条（介護一時保険金の支払）

- ① 当会社は、被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が支払対象期間開始日からその日を含めて180日をこえて継続した場合には、保険証券記載の介護一時保険金額の全額を介護一時保険金として被保険者に支払います。
- ② 介護一時保険金の支払は、保険期間を通じて1回とします。

### 第6条（要介護状態の程度が加重された場合の取扱）

- ① 保険金支払の対象となっていない事由の影響によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が加重されたときは、当会社は、その影響がなかった場合に相当する支払対象期間を決定して保険金を支払います。
- ② 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者（保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）が治療をさせなかったことにより保険金を支払うべき要介護状態の程度が加重されたときも、前項と同様の方法で保険金を支払います。

## 第3章 保険金を支払わない場合

### 第7条（保険金を支払わない場合）

- ① 当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた要介護状態に対しては、保険金を支払いません。
  - (1) 保険契約者（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または被保険者の故意または重大な過失
  - (2) 保険金を受け取るべき者（保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
  - (3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
  - (4) 被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚醒剤等の使用。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いた場合は、この限りではありません。
  - (5) 被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、この限りではありません。
  - (6) 被保険者の先天性異常
  - (7) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
  - (9) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分

裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(10) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

(11) 第9号以外の放射線照射または放射能汚染

(12) 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚症状のないもの(原因のいかなを問いません。)

(13) 被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故

- ② 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者(保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)が治療をさせなかったことにより、被保険者が要介護状態となったときまたは被保険者の要介護状態が支払対象期間開始日からその日を含めて180日をこえて継続したときは、当会社は、保険金を支払いません。

## 第4章 保険料の払込みおよび保険契約の復活

### 第8条(保険料の払込み)

- ① 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に一時払保険料または第1回保険料を払い込み、第2回以降の保険料については、保険証券記載の払込期日(以下「払込期日」といいます。)までに払い込まなければなりません。
- ② 当会社が保険金を支払う場合において、支払対象期間開始日の属する月の末日までに払込期日が到来している未払込保険料があるときは、当会社は、支払保険金からその金額を差し引き、保険料の払込みに充当します。

### 第9条(保険料払込方法の変更)

保険契約者は、当会社が承認した場合に限り、保険証券記載の保険料払込方法(以下「保険料払込方法」といいます。)を変更することができます。

### 第10条(第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力)

- ① 第8条(保険料の払込み)第1項の規定にかかわらず、第2回以降の保険料の払込みについては、払込期日の属する月の翌月末日までを猶予期間とします。
- ② 保険契約者が前項の第2回目以降の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、前項に規定する猶予期間を「払込期日の属する月の翌々月25日」としてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して当会社が別に定める額をあわせて請求できるものとします。
- ③ 保険料が猶予期間内に払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

### 第11条(保険料の前納)

- ① 保険契約者は、保険料払込方法が一時払以外の場合には、当会社の定める方法により、将来到来する払込期日の保険料を前納することができます。
- ② 前項の規定により前納する保険料については、当会社所定の利率および方法により割り引きます。

### 第12条(第2回以降の保険料の払込免除)

- ① 当会社は、被保険者が保険金を支払うべき要介護状態となった場合には、支払対象期間開始日の属する保険年度に対する保険料については、支払対象期間開始日の属する月の翌月以降に到来する払込期日に払い込むべき保険料の払込みを免除し、その後の保険年度に対する保険料については、当該保険年度の初日において被保険者が継続して要介護状態であるときに限り、その払込みを免除します。
- ② 前項の規定により払込みが免除されるべき保険料のうち、すでに払い込まれた保険料がある場合には、当会社は、その保険料を保険契約者に返還します。
- ③ 第1項の規定により保険料の払込みが免除されている期間(次条において「払込免除期間」といいます。)中は、第9条(保険料払込方法の変更)の規定は適用しません。



### 第13条（保険料の前納と払込免除との関係）

- ① 第11条（保険料の前納）の規定により保険料が前納された保険契約について、前条第1項の規定により保険料の払込みが免除される場合には、前納された保険料のうち払込免除期間開始後に払込期日が到来する保険料相当額を保険契約者に返還します。
- ② 前項の規定により保険料が返還された場合において、払込免除期間が終了したときは、保険契約者は、払込免除期間終了後初めて到来する払込期日から、保険料払込方法に従い保険料を払い込むものとします。

### 第14条（保険契約の復活）

- ① 保険契約が第10条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第3項の規定により効力を失った日から3年以内は、保険契約者は、保険契約の復活を請求することができます。ただし、保険契約者が第21条（保険料の返還—無効、失効の場合）第3項に規定する保険料の返還を請求した後は、この限りではありません。
- ② 当社が保険契約の復活を承認したときは、保険契約者は、当社の指定する日（次項において「指定日」といいます。）までに払込期日が到来している未払込保険料に当社所定の利率により計算した利息をつけて、一括して払い込むものとします。
- ③ 前項の未払込保険料が指定日までに払い込まれなかった場合には、保険契約は復活しなかったものとします。
- ④ 保険契約が復活した場合であっても、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。
  - (1) 第2項の未払込保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
  - (2) 第2項の未払込保険料の領収前に、要介護状態となった場合

### 第15条（保険料の返還または請求—保険料の改定の場合）

この保険契約に適用されている保険料が、保険期間の途中で改定された場合においても、当社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

## 第5章 保険契約者または被保険者の義務

### 第16条（告知義務）

- ① 保険契約締結（保険契約の復活を含みます。以下同様とします。）の際、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。第3項において同様とします。）が故意または重大な過失によって、保険契約申込書（保険契約の復活の際には保険契約の復活を請求する書類）の記載事項について、当社に知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたときは、当社は、書面により保険証券記載の保険契約者の住所（第19条（保険契約者等の住所変更に関する通知義務）第1項の規定による通知があった場合はその住所または通知先をいいます。第22条（保険契約の解除）第1項および第2項において同様とします。）にあてた通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ② 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者の住所（第19条（保険契約者等の住所変更に関する通知義務）第1項の規定による通知があった場合はその住所または通知先をいいます。第22条（保険契約の解除）第3項において同様とします。）にあてた通知をもって保険契約者に対する通知とみなします。
  - (1) 第33条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者が明らかでないとき。
  - (2) 第33条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者全員の所在が明らかでないとき。
  - (3) 前2号のほか、正当な理由により保険契約者に通知できないとき。
  - (3) 前2号のほか、正当な理由により保険契約者に通知できないとき。
- ③ 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
  - (1) 第1項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
  - (2) 当社が保険契約締結の際、第1項の告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
  - (3) 保険契約者または被保険者が、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じる前に保険契約申込書の記載事項につき書面をもって更正を当社に申し出て、当社がこれを承認し

た場合。なお、更正の申出を受けた場合においては、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が更正すべき事実を当会社に告げても当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、当会社は、これを承認するものとします。

- (4) 当会社が第1項の告げなかった事実または告げた不実のことを知った日からその日を含めて保険契約を解除しないで30日を経過した場合
- ④ 保険契約申込書の記載事項中、第1項の告げなかった事実または告げた不実のことが、当会社が行う危険測定に関係のないものであった場合には、同項の規定は適用しません。ただし、重複保険契約に関する事項については、この限りではありません。
- ⑤ 第1項の規定による解除が要介護状態となった時以降になされた場合でも、第23条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- ⑥ 保険契約締結の際、当会社は、特に必要と認めるときは、事実の調査を行い、また、被保険者に対して当会社の指定する医師の診断を求めることができます。

#### 第17条（保険料の返還または請求—更正の申出に対して承認をする場合）

- ① 前条第3項第3号の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料払込方法ごとに次の方法で処理します。
- (1) 保険料払込方法が一時払の場合には、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求します。
- (2) 保険料払込方法が一時払以外の場合には、当会社は、承認した日の属する保険年度末までの保険料については、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を一括して返還または請求し、承認した日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、保険料を変更します。ただし、第11条（保険料の前納）の規定により保険料が前納された保険契約については、当会社は、当会社の定める方法により計算した保険料を返還または請求します。
- ② 前項の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者とその払込みを怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。
- (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- (2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

#### 第18条（重複保険契約に関する通知義務）

保険契約締結の後、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）は、重複保険契約を締結するときはあらかじめ、重複保険契約があることを知ったときは、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

#### 第19条（保険契約者等の住所変更に関する通知義務）

- ① 保険契約者または被保険者が保険証券記載の住所または通知先を変更したときは、保険契約者またはその代理人は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- ② 保険契約者またはその代理人が前項の規定による通知をしなかったときは、当会社の知った最終の住所または通知先に送付した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者または被保険者に到達したものとみなします。

### 第6章 保険契約の無効および解除ならびに保険料の返還

#### 第20条（保険契約の無効）

保険契約締結の際、この保険契約に関し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に詐欺の行為があったときは、この保険契約は無効とします。

#### 第21条（保険料の返還—無効、失効の場合）

- ① 保険契約が無効の場合において、保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に故意および重大な過失がなかったときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料に当会社所定の利率（年6分以内）により計算した利息をつけて、保険契約者に返還します。
- ② 保険契約が無効の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に故意また

は重大な過失があったときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

- ③ 保険契約が失効した場合には、当会社は、被保険者が満75歳に達するまでの未経過期間に対応する保険料を基に当会社の定める方法により計算した額を返還します。ただし、被保険者が既経過期間中に保険金を支払うべき要介護状態となっていたとき、または保険契約が失効した日の属する保険年度の初日において被保険者の年齢が満75歳に達していたときは、この限りではありません。

## 第22条（保険契約の解除）

- ① 当会社は、第18条（重複保険契約に関する通知義務）に規定する重複保険契約の事実があることを知ったときは、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、書面により保険証券記載の保険契約者の住所にあてた通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ② 前項のほか、当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、解除する日の30日前までに書面により保険証券記載の保険契約者の住所にあてた通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）が保険金を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由を生じさせたこと（未遂を含みます。）が判明した場合
- (2) 保険金の請求に関し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に詐欺の行為があったことが判明した場合
- (3) 前2号のほか、当会社がこの保険契約を解除する相当の理由があると認めた場合
- ③ 前2項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者の住所にあてた通知をもって保険契約者に対する通知とみなします。
- (1) 第33条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者が明らかでないとき。
- (2) 第33条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者全員の所在が明らかでないとき。
- (3) 前2号のほか、正当な理由により保険契約者に通知できないとき。
- ④ 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ⑤ 第1項の規定による解除をした場合には、第18条（重複保険契約に関する通知義務）に規定する重複保険契約の事実が発生した時以降に生じた要介護状態に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、次条の規定にかかわらず、当会社は、その返還を請求することができます。
- ⑥ 第1項の規定に基づく当会社の解除権は、当会社がその事実のあることを知った日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

## 第23条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

## 第24条（保険料の返還—解除および保険責任の終了の場合）

保険契約が解除されたときおよび第3条（責任の始期および終期）第1項の規定により当会社の保険責任が終了したときは、当会社は、被保険者が満75歳に達するまでの未経過期間に対応する保険料を基に当会社の定める方法により計算した額を返還します。ただし、被保険者が既経過期間中に保険金を支払うべき要介護状態となっていたとき、または保険契約が解除された日もしくは保険責任が終了した日の属する保険年度の初日において被保険者の年齢が満75歳に達していたときは、この限りではありません。

# 第7章 保険金の請求手続

## 第25条（要介護状態となったときの通知）

- ① 被保険者が要介護状態となったときは、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）は、遅滞なく、その旨を当会社に通

知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは要介護状態の内容を証明する医師の診断書（当社の定める様式とします。）を求めたときは、これに応じなければなりません。

- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく前項の規定に違反したとき、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、当社は、保険金を支払いません。

## 第26条（保険金の請求）

- ① 被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。第6項において同様とします。）が保険金の支払を受けようとするときは、次のそれぞれの日からその日を含めて30日以内に、次項に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- (1) 支払対象期間開始日からその日を含めて180日を経過した日の翌日
  - (2) 前号の日以降被保険者が継続して要介護状態にあるときは、同号の日の1年ごとの応当日
  - (3) 支払対象期間終了日
- ② 当社に提出する書類は、次のとおりとします。
- (1) 当社の定める保険金請求書
  - (2) 保険証券
  - (3) 当社の定める要介護状態報告書
  - (4) 被保険者または保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
  - (5) 要介護状態の内容を証明する医師の診断書および診療明細書（当社の定める様式とします。）
  - (6) 被保険者の戸籍抄本
  - (7) 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
  - (8) 公的介護保険制度（介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。）を定める法令に規定する被保険者証
  - (9) 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
- ③ 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合には、次の各号に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。ただし、被保険者に法定代理人がいる場合または被保険者が保険金の請求を第三者に委任している場合は、この限りではありません。
- (1) 被保険者と同居または生計を共にする配偶者
  - (2) 前号に規定する者がいない場合または同号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
  - (3) 前2号に規定する者がいない場合または同号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、第1号以外の配偶者または前号以外の3親等内の親族
- ④ 前項の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- ⑤ 当社は、第2項および第3項の書類以外の書類の提出を求めることができます。
- ⑥ 被保険者または保険金を受け取るべき者が、第1項もしくは第3項の規定に違反したときもしくは前項の書類を提出しなかったとき、または第2項、第3項もしくは前項に規定する提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当社は、保険金を支払いません。

## 第27条（当社の指定医による診察等の要求）

- ① 当社は、第25条（要介護状態となったときの通知）第1項の規定による通知または前条の規定による請求を受けた場合、必要と認めるときは、当社が費用を負担して、当社の指定する医師による被保険者の身体の診察または死体の検案（死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。）を行うことを、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）等の関係者に対して求めることができます。
- ② 前項の規定による当社の申出について、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくこれを拒んだときは、当社は、保険金を支払いません。

## 第28条（保険金の支払）

- ① 当社は、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。第3項において同様とします。）が第26条（保険金の請求）第1項から第3項までの規定による手続をした日からその日を含めて30日以内に保険金を支払います。
- ② 前項の場合において、当社が特別な事情によりこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支払います。
- ③ 当社は、被保険者または保険金を受け取るべき者の申出によって、当社の定める方法により保険金の内払を行います。
- ④ 前3項の規定による保険金の支払は、当社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

## 第29条（鑑定人および裁定人）

- ① 当社が支払うべき保険金の額の認定について、当社と保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）との間で争いが生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの鑑定人の判断に任せます。この場合において、鑑定人の中で意見が一致しないときは、双方の鑑定人が選定する1名の裁定人にこれを裁定させます。
- ② 当事者は、自己の選定した鑑定人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます。）は、半額ずつこれを負担するものとします。

## 第30条（代位）

当社が保険金を支払った場合でも、被保険者がその要介護状態について第三者（他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含みます。）に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

## 第8章 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

### 第31条（契約年齢の計算）

この保険契約の保険期間の初日における被保険者の年齢（次条において「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算します。

### 第32条（契約年齢または性別の誤りの処理）

- ① 保険契約申込書記載の被保険者の契約年齢に誤りがあった場合には、次の方法で処理します。
  - (1) 実際の契約年齢が当社の定める契約年齢の範囲外であった場合には、この保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料の全額を返還します。
  - (2) 実際の契約年齢が当社の定める契約年齢の範囲内であった場合には、初めから実際の契約年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなし、すでに払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。また、保険料払込方法が一時払以外の場合には、以降到来する払込期日の保険料を変更します。
- ② 保険契約申込書記載の被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険契約を締結したものとみなし、すでに払い込まれた保険料が正しい性別に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。また、保険料払込方法が一時払以外の場合には、以降到来する払込期日の保険料を変更します。
- ③ 前2項の規定により追加保険料を請求する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当社は、誤った契約年齢または性別に基づいた保険料の正しい契約年齢または性別に基づいた保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。
  - (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
  - (2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

## 第9章 保険契約者の変更等

### 第33条（保険契約者の変更）

- ① 保険契約締結の後、保険契約者は、保険契約上の一切の権利および義務を第三者に承継させることができます。
- ② 前項の規定による承継を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- ③ 保険契約締結の後、保険契約者が死亡したときは、その死亡した保

険契約者の死亡時の法定相続人が保険契約上の一切の権利および義務を承継するものとします。

#### 第34条（保険契約者が複数の場合の取扱）

- ① この保険契約について、保険契約者が2名以上であるときは、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- ② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
- ③ 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約上の義務を負うものとします。

## 第10章 その他

#### 第35条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

#### 第36条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

#### 別表1（第2条関係）

##### 1. 歩行

- (1) 両手両足をつけて這ったり、膝・尻をつけて進んだりしないと移動できない。
- (2) 自分では寝返りおよびベッド上の小移動しかできない。
- (3) 自分では全く移動することができない。

##### 2. 食事

- (1) 食器または食物を工夫しても自分では食事ができない。
- (2) 自分では全く食事ができない（身体の障害により療養中であり、経口食は禁じられ点滴で栄養をとっている、または流動食に限られている場合を含む。）。

##### 3. 排せつ

- (1) 自分では拭取りの始末ができない。
- (2) 自分では座位を保持することができない。
- (3) かなりの頻度で失禁してしまうので、おむつまたは特別な器具を使用している。
- (4) 医師から絶対安静を命じられているため、しびん等を使用している。

##### 4. 入浴

- (1) 自分では体を洗ったり拭いたりすることができない。
- (2) 自分では浴槽の出入りができない。
- (3) 自分では全く入浴ができない。

##### 5. 衣類の着脱

衣類を工夫しても自分では全く手足を衣類に通せない。

#### 別表2（第2条関係）

- (1) 徘徊をする、または迷子になる。
- (2) 過食、拒食または異食をする。
- (3) 所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をする。
- (4) 乱暴行為または破壊行為をする。
- (5) 興奮し騒ぎたてる。
- (6) 火の不始末をする。
- (7) 物を盗む、またはむやみに物を集める。

## 寝たきりのみ担保特約条項 (特約コード：60)

### 第1条（当会社の支払責任）

当会社は、介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、被保険者が寝たきりにより介護が必要な状態となったときに限り、保険金（介護補償保険金または介護一時保険金をいいます。）を支払います。

### 第2条（普通約款の読み替え）

普通約款の規定中「要介護状態」とあるのは「寝たきりにより介護が必要な状態」と読み替えて適用します。

### 第3条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

### 長期介護状態保険金支払特約が付帯されている場合の特則

[この特約条項が付帯された保険契約に長期介護状態保険金支払特約が付帯されている場合には、本特則が適用されます。]

### 第1条（当会社の支払責任）

当会社は、長期介護状態保険金支払特約第1条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、保険金支払基準日において被保険者が寝たきりにより介護が必要な状態であるときに限り、長期介護状態保険金を支払います。

### 第2条（長期介護状態保険金支払特約の読み替え）

長期介護状態保険金支払特約第3条（長期介護状態保険金の支払）の規定中「要介護状態」とあるのは「寝たきりにより介護が必要な状態」と読み替えて適用します。

## 認知症のみ担保特約条項 (特約コード：61)

### 第1条（当会社の支払責任）

当会社は、介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、被保険者が認知症により介護が必要な状態となったときに限り、保険金（介護補償保険金または介護一時保険金をいいます。）を支払います。

### 第2条（普通約款の読み替え）

普通約款の規定中「要介護状態」とあるのは「認知症により介護が必要な状態」と読み替えて適用します。

### 第3条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

### 長期介護状態保険金支払特約が付帯されている場合の特則

[この特約条項が付帯された保険契約に長期介護状態保険金支払特約が付帯されている場合には、本特則が適用されます。]

### 第1条（当会社の支払責任）

当会社は、長期介護状態保険金支払特約第1条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、保険金支払基準日において被保険者が認知症により介護が必要な状態であるときに限り、長期介護状態保険金を支払います。

### 第2条（長期介護状態保険金支払特約の読み替え）

長期介護状態保険金支払特約第3条（長期介護状態保険金の支払）の規定中「要介護状態」とあるのは、「認知症により介護が必要な状態」と読み替えて適用します。

## 支払限度期間設定特約条項 (特約コード：62・63)

### 第1条（支払限度期間の設定）

当社は、この特約条項により、介護補償保険普通保険約款（第3条（準用規定）において「普通約款」といいます。）第2条（用語の定義）第4号を次のように読み替えて適用します。

#### 「(4) 支払対象期間

被保険者が要介護状態であることを医師（保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が医師である場合には、これらの者以外の医師をいいます。以下同様とします。）が診断した日（以下「支払対象期間開始日」といいます。）から次のうちいずれか早い日（以下「支払対象期間終了日」といいます。）までの期間をいいます。

イ. 被保険者が要介護状態でなくなった日

ロ. 支払対象期間開始日からその日を含めて保険証券記載の支払限度期間を経過した日

### 第2条（保険契約の失効）

保険金を支払うべき要介護状態が、その要介護状態の支払対象期間開始日からその日を含めて保険証券記載の支払限度期間を経過した日まで継続したときは、この保険契約は効力を失います。

### 第3条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 介護一時保険金のための支払特約条項 (特約コード：40)

当社は、この特約条項により、介護補償保険普通保険約款に規定する保険金のうち、介護一時保険金のみを支払います。

## フランチャイズ期間の変更に関する特約条項 (特約コード：42)

### 第1条（普通保険約款の読み替え）

当社は、この特約条項により、介護補償保険普通保険約款（第2条（準用規定）において「普通約款」といいます。）を次の各号のとおり読み替えて適用します。

(1) 第4条（介護補償保険金の支払）の規定中「180日」とあるのは「保険証券記載のフランチャイズ期間（以下「フランチャイズ期間」といいます。）」

(2) 第5条（介護一時保険金の支払）、第7条（保険金を支払わない場合）第2項および第26条（保険金の請求）第1項第1号の規定中「180日」とあるのは「フランチャイズ期間」

### 第2条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 返還金基準年齢の変更に関する特約条項 (特約コード：44)

当社は、この特約条項により、介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第21条（保険料の返還—無効、失効の場合）第3項および普通約款第24条（保険料の返還—解除および保険責任の終了の場合）の規定中「満75歳」とあるのを「保険証券記載の返還金基準年齢」と読み替えて適用します。

## 保険料の一部一時払に関する特約が付帯されている場合の特則

〔この特約条項が付帯された保険契約に保険料の一部一時払に関する特約が付帯されている場合には、本特則が適用されます。〕

当社は、この特約条項により、保険料の一部一時払に関する特約第3条（分割払保険料不払の場合の保険料の返還）の規定中「満75歳」とあるのを「保険証券記載の返還金基準年齢」と読み替えて適用します。



## 軽度介護状態担保特約条項 (特約コード：43)

### 第1条（普通保険約款の読み替え）

当社は、この特約条項により、介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）を次の各号のとおり読み替えて適用します。

(1) 第2条（用語の定義）第1号を次のとおり読み替えて適用します。

「(1) 寝たきりにより介護が必要な状態

次のいずれにも該当する状態をいいます。

イ. 寝返りまたは歩行の際に、それぞれ別表1に掲げるいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるために、他人の介護が必要であること。

ロ. 次のいずれかの行為のうち、2項目以上の行為の際に、それぞれ別表2に掲げる全面的な介護が必要な状態または部分的な介護が必要な状態にあり、かつ、1項目以上の行為の際に、別表2に掲げる全面的な介護が必要な状態にあること。

(イ) 入浴

(ロ) 排せつ

(ハ) 清潔・整容

(ニ) 衣類の着脱

」

(2) 第2条（用語の定義）第3号を次のとおり読み替えて適用します。

「(3) 認知症により介護が必要な状態

次のいずれにも該当する状態をいいます。

イ. 別表3に掲げる認知症による問題行動のうち、3項目以上の問題行動があるために、他人の介護が必要であること。

ロ. 次のいずれかの行為のうち、2項目以上の行為の際に、それぞれ別表2に掲げる全面的な介護が必要な状態または部分的な介護が必要な状態にあり、かつ、1項目以上の行為の際に、別表2に掲げる全面的な介護が必要な状態にあること。

(イ) 入浴

(ロ) 排せつ

(ハ) 清潔・整容

(ニ) 衣類の着脱

」

(3) 別表1を次のとおり読み替えて適用します。

「別表1（第2条関係）

1. 寝返り（身体にふとんをかけない状態で横たわったまま、左右のどちらかに身体の向きを変えることをいいます。）

(1) ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。

(2) ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまらなければ一人で寝返りができない。

2. 歩行（歩幅や速度を問わず、立った状態から5m以上歩くことをいいます。）

(1) 杖、義手、義足、歩行器等の補助用具を用いても、歩行ができない。

(2) 杖や歩行器を用いたり、壁で手を支えたりしなければ歩行ができない。

」

(4) 別表2を次のとおり読み替えて適用します。

「別表2（第2条関係）」

	全面的な介護が必要な状態	部分的な介護が必要な状態
1 入浴	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ①介護者に抱えられるか、リフト等の機器を用いなければ一般家庭用浴槽への出入りができない。 ②洗身（浴室内でスポンジや手拭い等に石鹸等を付けて全身を洗うことをいいます。）行為をすべて介護者が行っている。	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ①一般家庭用浴槽に出入りする際に、介護者が支えたり手を貸したりすることが必要である。 ②洗身行為において、身体の一部を洗う、石鹸を付けるなど部分的に介助が必要である。
2 排せつ	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ①おむつ等を使用している。 ②身体の汚れた部分を拭くことを含め、排せつにかかわる全ての介助を介護者が行っている。	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ①排せつ後、介護者が拭き取るなどの援助を行っている。 ②排せつ時に介護者が紙の用意をしたり、便器まわりを汚した場合に掃除を行うなどの援助を行っている。
3 清潔・整容	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ①歯磨き等を自分では全くできない。 ②洗顔を自分では全くできない。 ③整髪を自分では全くできない。 ④つめ切りを自分では全くできない。	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ①歯磨き等を行う際に、介護者が歯ブラシやうがい用の水を用意する、歯磨き粉を歯ブラシに付けるなどの介助が必要である。 ②洗顔を行う際に、介護者がタオルを用意するなどの介助が必要である。 ③整髪を行う際に、介護者がくしやブラシを用意するなどの介助が必要である。 ④つめ切りを行う際に、介護者がつめ切りを用意する、一部のつめを切るなどの介助が必要である。
4 衣類の着脱	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ①ボタンのかけはずしを自分では全くできない。 ②上衣の着脱を自分では全くできない。 ③ズボン、パンツ等の着脱を自分では全くできない。 ④靴下の着脱を自分では全くできない。	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ①ボタンのかけはずしの一部は自分でできるが、何らかの介助が必要である。 ②上衣の着脱の一部は自分でできるが、介護者が常に上衣を持っているなどの介助が必要である。 ③ズボン、パンツ等の着脱の途中までは自分でできるが、最後に介護者が上まではかせるなどの介助が必要である。 ④靴下の着脱の一部は自分でできるが、介護者が靴下を丸める、つま先だけはかせるなどの介助が必要である。

## 第2条（普通約款の追加）

別表2の次に別表3として次のとおり追加して適用します。

「別表3（第2条関係）」

1. ひどい物忘れがある。
2. まわりのことに関心を示さない。

3. 物を盗られたなど被害的になることがある。
4. 作話をし周囲に言いふらすことがある。
5. 実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。
6. 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
7. 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
8. 暴言や暴行を行なうことがある。
9. 同じ話をくり返したり、口や物を使って周囲に不快な音をたてる。
10. 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。
11. 助言や介護に抵抗することがある。
12. 目的もなく動き回ることがある。
13. 自分の居場所がわからず「家に帰る」等と言い落ち着きがなくなることがある。
14. 外出すると自室や自宅に戻れなくなることがある。
15. 1人で外に出たがり、目が離せないことがある。
16. いろいろな物を集めたり、無断で持ってくることがある。
17. 火の始末や火元の管理ができないことがある。
18. むやみに物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
19. ところかまわず排せつをする、または排せつ物を意図的に弄ぶことがある。
20. 食べられないものを口に入れることがある。
21. 周囲が迷惑している性的行動がある。

」

### 第3条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

### 長期介護状態保険金支払特約が付帯されている場合の特則

[この特約条項が付帯された保険契約に長期介護状態保険金支払特約が付帯されている場合には、本特則が適用されます。]

当会社は、この特約条項により、長期介護状態保険金支払特約第2条（用語の定義）の規定中「それぞれ普通約款第2条（用語の定義）の当該各号に定めるところによります。」とあるのは「それぞれ普通約款第2条（用語の定義）の当該各号および軽度介護状態担保特約に定めるところによります。」と読み替えて適用します。

## 長寿健康支援金支払特約条項 （特約コード：45）

### 第1条（当会社の支払責任）

当会社は、被保険者が要介護状態となることなく生存しているときは、この特約条項および介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定に従い長寿健康支援金を支払います。

### 第2条（長寿健康支援金の支払）

- ① 当会社は、保険証券記載の長寿健康支援金支払基準日（以下「支払基準日」といいます。）まで被保険者が生存し、かつ、保険金（普通約款第4条（介護補償保険金の支払）に規定する介護補償保険金または普通約款第5条（介護一時保険金の支払）に規定する介護一時保険金をいいます。以下同様とします。）を支払うべき要介護状態の原因となる事由が生じていないときに、保険証券記載の長寿健康支援金額の全額を長寿健康支援金として保険契約者に支払います。
- ② 当会社が長寿健康支援金を支払う場合において、支払基準日の属する月の末日までに払込期日が到来している未払込保険料があるときは、当会社は、長寿健康支援金からその金額を差し引き、保険料の払込みに充当します。
- ③ 長寿健康支援金の支払後に、支払基準日までに保険金を支払うべき要介護状態の原因となる事由が生じていたことにより保険金の支払請求があった場合には、支払うこととなった保険金からすでに支払った長寿健康支援金の額を差し引いて支払います。
- ④ 前項において、支払うべき保険金が差し引くべき長寿健康支援金に不足するときは、保険契約者は、当会社の指定する日までに不足額を当会社に返還しなければなりません。

### 第3条（特約の終了）

- ① この特約条項は、次の各号のいずれかに該当したときに終了します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
  - (2) 被保険者に保険金を支払うべき要介護状態の原因となる事由が生じたとき
- ② 前項第2号の場合には、当会社はこの特約の保険料にかかる返れい金を支払いません。ただし、普通約款第11条（保険料の前納）の規定により保険料を前納した保険契約については、前項第2号が生じた保険年度の翌保険年度以降のこの特約の保険料については、当会社は、当会社の定める方法により計算した金額を返還します。

#### 第4条（長寿健康支援金の請求）

- ① 保険契約者が長寿健康支援金の支払を受けようとするときは、支払基準日からその日を含めて30日以内に次の各号に掲げる書類のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (1) 当会社の定める請求書
  - (2) 保険証券
  - (3) 保険契約者の印鑑証明書
- ② 当会社は、前項の書類以外の書類の提出を求めることができます。
- ③ 保険契約者が第1項の規定に違反したときもしくは前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当会社は長寿健康支援金を支払いません。

#### 第5条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

### 長期介護状態保険金支払特約条項 （特約コード：46）

#### 第1条（当会社の支払責任）

当会社は、この特約条項により、保険金支払基準日において被保険者が寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態（以下「要介護状態」といいます。）であるときには、この特約条項および介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）に従い長期介護状態保険金を支払います。

#### 第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 「寝たきりにより介護が必要な状態」、「認知症」および「認知症により介護が必要な状態」  
それぞれ普通約款第2条（用語の定義）の当該各号に定めるところによります。
- (2) 支払対象期間開始日  
普通約款第2条（用語の定義）第4号に規定する支払対象期間開始日をいいます。
- (3) 保険金支払基準日  
支払対象期間開始日から5年ごとの応当日をいいます。

#### 第3条（長期介護状態保険金の支払）

当会社は、保険金支払基準日において、支払対象期間開始日から継続して被保険者が要介護状態であるときには、保険証券記載の長期介護状態保険金額の全額を長期介護状態保険金として被保険者に支払います。ただし普通約款第4条（介護補償保険金の支払）に規定する介護補償保険金または普通約款第5条（介護一時保険金の支払）に規定する介護一時保険金が支払われた場合に限りです。

#### 第4条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

### 父母介護補償特約条項 （特約コード：47）

#### 第1条（当会社の支払責任）

当会社は、この特約条項により、この特約条項の被保険者（以下「特約被保険者」といいます。）が寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態（以下「要介護状態」とい

ます。)となったときは、この特約条項および介護補償保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)に従い保険金(父母介護補償保険金をいいます。以下同様とします。)を支払います。

## 第2条(特約被保険者の定義)

特約被保険者は、保険証券記載のこの特約条項の被保険者とします。ただし、普通約款第1条(当会社の支払責任)に規定する被保険者(以下「普通約款被保険者」といいます。)の戸籍上の父または母に限ります。

## 第3条(用語の定義)

この約款条項において、次の用語の意味は、当該各号に定めるところによります。

(1) 「寝たきりにより介護が必要な状態」、「認知症」および「認知症により介護が必要な状態」

それぞれ普通約款第2条(用語の定義)の当該各号に定めるところによります。

(2) 支払対象期間開始日

特約被保険者が要介護状態であることを医師(保険契約者、特約被保険者、普通約款被保険者または保険金を受け取るべき者が医師である場合には、これらの者以外の医師をいいます。以下同様とします。)が診断した日をいいます。

## 第4条(保険金の支払)

- ① 当社は、特約被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が支払対象期間開始日からその日を含めて180日をこえて継続した場合には、保険証券記載のその特約被保険者の父母介護補償保険金額の全額を保険金としてその特約被保険者に支払います。
- ② 保険金の支払は、同一特約被保険者について保険期間を通じて1回とします。

## 第5条(保険金を支払わない場合)

- ① 当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた要介護状態に対しては、保険金を支払いません。
  - (1) 保険契約者(保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)または特約被保険者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその特約被保険者に生じた要介護状態に限ります。
  - (2) 保険金を受け取るべき者(保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
  - (3) 特約被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのはその特約被保険者に生じた要介護状態に限ります。
  - (4) 特約被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚醒剤等の使用(治療を目的として医師がこれらの物を用いた場合を除きます)。ただし、保険金を支払わないのはその特約被保険者に生じた要介護状態に限ります。
  - (5) 特約被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が薬物を用いた場合を除きます)。ただし、保険金を支払わないのはその特約被保険者に生じた要介護状態に限ります。
  - (6) 特約被保険者の先天性異常
  - (7) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(この特約条項においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
  - (9) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
  - (10) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - (11) 第9号以外の放射線照射または放射能汚染
  - (12) 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他

覚症状のないもの（原因のいかんを問いません。）

(13) 特約被保険者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、保険金を支払わないのはその特約被保険者に生じた要介護状態に限ります。

- ② 正当な理由がなく特約被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者、普通約款被保険者もしくは保険金を受け取るべき者（保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）が治療をさせなかったことにより、特約被保険者が要介護状態となったときまたは特約被保険者の要介護状態が支払対象期間開始日からその日を含めて180日をこえて継続したときは、当会社は、保険金を支払いません。

#### 第6条（第2回以降の保険料の払込免除）

- ① 当会社は、特約被保険者が保険金を支払うべき要介護状態となった場合には、支払対象期間開始日の属する月の翌月以降に到来する払込期日に払い込むべき保険料（この特約条項の保険料のうち、その特約被保険者についての保険料をいいます。以下同様とします。）の払込みを免除します。
- ② 前項の規定により払込みが免除されるべき保険料のうち、すでに払い込まれた保険料がある場合には、当会社は、その保険料を保険契約者に返還します。

#### 第7条（契約年齢または性別の誤りの処理）

- ① 特約被保険者の契約年齢に誤りがあった場合には、次の方法で処理します。
- (1) 実際の契約年齢が当会社の定める契約年齢の範囲外であった場合には、その特約被保険者についてはこの特約条項は無効とし、すでに払い込まれた保険料の全額を返還します。
- (2) 実際の契約年齢が当会社の定める契約年齢の範囲内であった場合には、初めから実際の契約年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなし、すでに払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。また、保険料払込方法が一時払以外の場合には、以降到来する払込期日の保険料を変更します。
- ② 特約被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険契約を締結したものとみなし、すでに払い込まれた保険料が正しい性別に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。また、保険料払込方法が一時払以外の場合には、以降到来する払込期日の保険料を変更します。
- ③ 前2項の規定により追加保険料を請求する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当会社は、誤った契約年齢または性別に基づいた保険料の正しい契約年齢または性別に基づいた保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- (2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

#### 第8条（普通約款の適用除外）

この特約条項においては、普通約款第18条（重複保険契約に関する通知義務）および第19条（保険契約者等の住所変更に関する通知義務）の規定は適用しません。

#### 第9条（普通約款の読み替え）

この特約条項においては、普通約款の規定を次の各号のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第16条（告知義務）第2項および第22条（保険契約の解除）第3項の規定中「被保険者」とあるのは「普通約款被保険者」
- (2) 第6条（要介護状態の程度が加重された場合の取扱）、第16条（告知義務）第6項、第21条（保険料の返還—無効、失効の場合）第3項、第24条（保険料の返還—解除および保険責任の終了の場合）、第26条（保険金の請求）、第28条（保険金の支払）、第29条（鑑定人および裁定人）、第30条（代位）および第31条（契約年齢の計算）の規定中「被保険者」とあるのは「特約被保険者」
- (3) 第16条（告知義務）の規定中「保険契約者または被保険者」とあるのは「保険契約者、特約被保険者または普通約款被保険者」
- (4) 第20条（保険契約の無効）、第21条（保険料の返還—無効、失効の場合）、第22条（保険契約の解除）第2項、第25条（要介護状態となったときの通知）および第27条（当会社の指定医による診察

等の要求)の規定中「保険契約者、被保険者」とあるのは「保険契約者、特約被保険者、普通約款被保険者」

- (5) 第25条(要介護となったときの通知)第1項の規定中「被保険者が要介護状態となったとき」とあるのは「特約被保険者が要介護状態となったとき」
- (6) 第27条(当会社の指定医による診察等の要求)第1項の規定中「被保険者の身体の検診」とあるのは「特約被保険者の身体の検診」

#### 第10条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

### 機能回復費用保険金支払特約条項 (特約コード: 48)

#### 第1条(当会社の支払責任)

当会社は、この特約条項により、被保険者が介護補償保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(当会社の支払責任)に規定する要介護状態となり、普通約款第4条(介護補償保険金の支払)に規定する介護補償保険金または普通約款第5条(介護一時保険金の支払)に規定する介護一時保険金が支払われる場合に、支払対象期間中に被保険者が負担したリハビリ費用に対して、この特約条項および普通約款の規定に従い、機能回復費用保険金を支払います。

#### 第2条(用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、当該各号に定めるところによります。

- (1) リハビリ  
要介護状態の症状の改善などを目的として、医師(保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が医師である場合には、これらの者以外の医師をいいます。以下同様とします。)または医師の指示により理学療法士などを介して行う訓練のうち、当会社が有効と認めたものをいいます。
- (2) リハビリ費用  
リハビリのために負担した次の費用をいいます。  
イ. 病院、診療所または介護老人保健施設に支払った費用  
ロ. 病院、診療所または介護老人保健施設に通院するための交通費
- (3) 介護老人保健施設  
介護保険法(平成9年法律第123号)に規定された介護老人保健施設をいいます。
- (4) 支払対象期間  
普通約款第2条(用語の定義)第4号に規定する支払対象期間をいいます。

#### 第3条(機能回復費用保険金の支払)

当会社が支払うべき機能回復費用保険金の額は、第1条(当会社の支払責任)により被保険者が負担したリハビリ費用の額とします。ただし、次の各号のいずれかの給付等があるときは、その額を差し引くものとします。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づいて行われるべき給付または自治体からの補助
- (2) リハビリ費用について、第三者より支払われた損害賠償金
- (3) リハビリ費用を被保険者が負担したことによって被った損害をてん補するために行われたその他の給付

#### 第4条(機能回復費用保険金の限度)

当会社が支払うべき機能回復費用保険金の額は、保険期間を通じ保険証券記載の機能回復費用保険金額をもって限度とします。

#### 第5条(他の保険契約がある場合の機能回復費用保険金の支払額)

リハビリ費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額がリハビリ費用の額をこえるときは、当会社は次の算式によって算出した額を機能回復費用保険金として支払います。

$$\text{機能回復費用} = \frac{\text{リハビリ費用の額}}{\text{他の保険契約がないものとして算出したこの保険契約の支払責任額}} \times \frac{\text{他の保険契約がないものとして算出したそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額}}{\text{他の保険契約がないものとして算出したこの保険契約の支払責任額}}$$

## 第6条（普通約款の読み替え）

この特約条項においては、普通約款第26条（保険金の請求）第2項第6号を「(6)被保険者が負担したリハビリ費用の額を証明する書類」と読み替えて適用します。

## 第7条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

# 団体扱特約条項（一般A）

## （特約コード：30）

### 第1条（特約の適用）

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- (1) 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体（法人・個人の別を問いません。）に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。
- (2) 次のいずれかの契約が締結されていること。
  - (イ) 保険契約者が給与の支払を受けている企業体（以下「団体」といいます。）と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」による保険料集金契約。ただし、団体が労働基準法第24条に規定する賃金の一部控除に関する書面による協定またはその他の法令に基づき、保険契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行うことができる場合に限り、
  - (ロ) 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織（以下この条において「職域労働組合等」といいます。）と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約。ただし、職域労働組合等が前記(イ)のただし書に規定する団体によって控除された保険料を受領することができる場合に限り、
- (3) 保険契約者が、当会社との間に「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」または「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
  - (イ) 集金者が団体である場合には、保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。
  - (ロ) 集金者が職域労働組合等である場合には、団体によって控除された保険料を団体から受領して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。

### 第2条（保険料の払込方法）

- ① 当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、次の各号に掲げる方法のいずれかにより払い込むことを承認します。
  - (1) この保険契約の保険料を一時に払い込むこと。
  - (2) 年額保険料（この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。以下同様とします。）を12回に分割した保険料を毎月払い込むこと。
  - (3) 年額保険料を毎年払い込むこと。
- ② 前項の規定により保険料を払い込む場合は、保険契約者は、次の各号に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。
  - (1) 前項第1号の場合には、保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
  - (2) 前項第2号または第3号の場合には、次に定めるところによります。
    - (イ) 第1回保険料は、保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。



- (ロ) 第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

### 第3条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、前条第2項第1号の保険料または同項第2号(イ)の第1回保険料（以下この条において「初回保険料」といいます。）が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。

- (1) 初回保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

- (2) 初回保険料の領収前に、要介護状態となった場合

### 第4条（追加保険料の払込み）

① 介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

② 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。

- (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

- (2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

### 第5条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

### 第6条（特約の失効または解除）

① この特約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

- (1) 集金契約が解除された場合

- (2) 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合

- (3) 保険契約者がその受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合

- (4) 前3号の場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなった場合

② 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。）が10名（複数の集金契約を締結している場合には、それぞれの集金契約の保険契約者の人数の合計とします。）未満である場合には、この特約を解除することができます。

③ 第1項第1号の事実が発生したときまたは前項の規定により当会社がこの特約を解除したときは、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款に定めるところに従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。）にあててその旨を通知します。

### 第7条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

① 保険契約者は、前条第1項の規定によりこの特約が効力を失ったときは集金不能日の属する月の翌月末日までに、同条第2項の規定によりこの特約が解除されたときは解除日の属する月の翌月末日までに未払込保険料（保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）第1項第2号または第3号の場合には、当該保険年度の年額保険料からすでに払い込まれた当該保険年度の保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

② 前項に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当した場合には保険金を支払いません。

- (1) 集金不能日または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

- (2) 集金不能日または解除日から未払込保険料の全額を領収するま

での間に、要介護状態となった場合

- ③ 当社は、第1項の未払込保険料について普通約款第10条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第3項および同第14条（保険契約の復活）の規定を準用します。この場合、普通約款第10条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第3項の規定中「猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」と読み替えるものとします。

#### 第8条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

- ① 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）第1項第2号または第3号の場合において、第6条（特約の失効または解除）第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条第2項の規定によりこの特約が解除された場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。
- ② 保険契約者は、当社の承認を得て、前項以外の払込方法とすることができます。

### 団体扱特約条項（一般B）

（特約コード：30）

#### 第1条（特約の適用）

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- (1) 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体（法人・個人の別を問いません。）に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。
- (2) 次のいずれかの者と当会者との間に「保険料集金に関する契約書（一般B）」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。
- (イ) 保険契約者が給与の支払を受けている企業体（以下「団体」といいます。）
- (ロ) 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織
- (3) 保険契約者が、当社との間に集金契約を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
- (イ) 保険契約者がこの保険契約締結の時に勤務している事業所（以下「当該事業所」といいます。）において、給与支払日に保険契約者またはその代理人から直接保険料を集金すること。
- (ロ) 上記(イ)により集金した保険料を当社の指定する場所に支払うこと。

#### 第2条（保険料の払込方法）

- ① 当社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、次の各号に掲げる方法のいずれかにより払い込むことを承認します。
- (1) この保険契約の保険料を一時に払い込むこと。
- (2) 年額保険料（この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。以下同様とします。）を12回に分割した保険料を毎月払い込むこと。
- (3) 年額保険料を毎年払い込むこと。
- ② 前項の規定により保険料を払い込む場合は、保険契約者は、次の各号に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。
- (1) 前項第1号の場合には、保険契約締結のとき直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
- (2) 前項第2号または第3号の場合には、次に定めるところによります。
- (イ) 第1回保険料は、保険契約締結のとき直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
- (ロ) 第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

#### 第3条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、前条第2項第1号の保険料または同項第2号(イ)の第1回保険料（以下この条において「初回保険料」といいます。）が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。

- (1) 初回保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- (2) 初回保険料の領収前に、要介護状態となった場合

#### 第4条（追加保険料の払込み）

- ① 介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- ② 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。
  - (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
  - (2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

#### 第5条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

#### 第6条（特約の失効または解除）

- ① この特約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。
  - (1) 集金契約が解除された場合
  - (2) 保険契約者が当該事業所において団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
  - (3) 保険契約者またはその代理人が保険料を当該事業所において、給与支払日に直接集金者に支払わなかった場合
  - (4) 前3号の場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなかった場合
- ② 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（同一の保険契約者が複数の団体別に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。）が10名（複数の集金契約を締結している場合には、それぞれの集金契約の保険契約者の人数の合計とします。）未満である場合には、この特約を解除することができます。
- ③ 第1項第1号の事実が発生したときまたは前項の規定により当会社がこの特約を解除したときは、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款に定めるところに従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。）にあててその旨を通知します。

#### 第7条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

- ① 保険契約者は、前条第1項の規定によりこの特約が効力を失ったときは集金不能日の属する月の翌月末日までに、同条第2項の規定によりこの特約が解除されたときは解除日の属する月の翌月末日までに未払込保険料（保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）第1項第2号または第3号の場合には、当該保険年度の年額保険料からすでに払い込まれた当該保険年度の保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- ② 前項に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当した場合には保険金を支払いません。
  - (1) 集金不能日または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
  - (2) 集金不能日または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合
- ③ 当会社は、第1項の未払込保険料について普通約款第10条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第3項および同第14条（保険契約の復活）の規定を準用します。この場合、普通約款第10条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第3項の規定中「猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」と読み替えるものとします。

## 第8条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

- ① 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）第1項第2号または第3号の場合において、第6条（特約の失効または解除）第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条第2項の規定によりこの特約が解除された場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。
- ② 保険契約者は、当会社の承認を得て、前項以外の払込方法とすることができます。

## 団体扱特約条項（一般C） （特約コード：30）

### 第1条（特約の適用）

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- (1) 保険契約者が次に掲げる者のいずれかであること。
  - (イ) 公社、公団、会社等の企業体（法人・個人の別を問いません。以下「企業体」といいます。）に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けている者
  - (ロ) 企業体を退職した者（以下「退職者」といいます。）。ただし、その企業体が、当該保険契約者について、福利厚生必要性を認めた場合に限りです。
- (2) 次のいずれかの者と当会社との間に「保険料集金に関する契約書（一般C）」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。
  - (イ) 保険契約者が給与の支払を受けている企業体または保険契約者が退職時に在籍していた企業体（以下「団体」といいます。）
  - (ロ) 保険契約者が前号(イ)に掲げる者である場合には、団体に勤務する者によって構成されており、かつ、保険契約者がその構成員となっている労働組合または共済組織
  - (ハ) 保険契約者が退職者である場合には、団体に勤務する者によって構成されている労働組合もしくは共済組織または退職者の福利厚生を目的とした組織
- (3) 保険契約者が、当会社との間に集金契約を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
  - (イ) 保険契約者が指定する預金口座（以下「指定口座」といいます。）から、保険料を集金契約に定めるところにより預金口座振替にて集金すること。
  - (ロ) 上記(イ)により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

### 第2条（保険料の払込方法）

- ① 当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、次の各号に掲げる方法のいずれかにより払い込むことを承認します。
  - (1) この保険契約の保険料を一時に払い込むこと。
  - (2) 年額保険料（この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。以下同様とします。）を12回に分割した保険料を毎月払い込むこと。
  - (3) 年額保険料を毎年払い込むこと。
- ② 前項の規定により保険料を払い込む場合は、保険契約者は、次の各号に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。
  - (1) 前項第1号の場合には、保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
  - (2) 前項第2号または第3号の場合には、次に定めるところによります。
    - (イ) 第1回保険料は、保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
    - (ロ) 第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

### 第3条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、前条第2項第1号の保険料または同項第2号(イ)の第1回保険料（以下この条において「初回保険料」といいます。）が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。

- (1) 初回保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- (2) 初回保険料の領収前に、要介護状態となった場合

#### 第4条（追加保険料の払込み）

- ① 介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- ② 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。
  - (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
  - (2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

#### 第5条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

#### 第6条（特約の失効または解除）

- ① この特約は、次の各号に掲げる事実のいずれかに該当する場合、第1号の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日、または第2号、第3号もしくは第4号の事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、第2号については、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合には、この限りではありません。
  - (1) 集金契約が解除されたこと。
  - (2) 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金契約に定める集金日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から振り替えられなかったこと。
  - (3) 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなったこと。ただし、保険契約者が引き続きこの特約に従い保険料を払い込む場合を除きます。
  - (4) 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。
- ② 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。）が10名（複数の集金契約を締結している場合には、それぞれの集金契約の保険契約者の人数の合計とします。）未満である場合には、この特約を解除することができます。
- ③ 第1項第1号もしくは第4号の事実が発生したときまたは前項の規定により当会社がこの特約を解除したときは、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款に定めるところに従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。）にあててその旨を通知します。

#### 第7条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

- ① 保険契約者は、前条第1項の規定によりこの特約が効力を失ったときは集金不能日等の属する月の翌月末日までに、同条第2項の規定によりこの特約が解除されたときは解除日の属する月の翌月末日までに未払込保険料（保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）第1項第2号または第3号の場合には、当該保険年度の年額保険料からすでに払い込まれた当該保険年度の保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- ② 前項に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当した場合には保険金を支払いません。
  - (1) 集金不能日等または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
  - (2) 集金不能日等または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合
- ③ 当会社は、第1項の未払込保険料について普通約款第10条（第2回

以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力) 第3項および同第14条(保険契約の復活)の規定を準用します。この場合、普通約款第10条(第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力) 第3項の規定中「猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」と読み替えるものとします。

#### 第8条(特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

- ① 保険料の払込方法が第2条(保険料の払込方法) 第1項第2号または第3号の場合において、第6条(特約の失効または解除) 第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条第2項の規定によりこの特約が解除された場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。
- ② 保険契約者は、当会社の承認を得て、前項以外の払込方法とすることができます。

#### 第9条(退職者に対する特則)

- ① 団体扱特約(一般A)または団体扱特約(一般B)(以下「他の団体扱特約」といいます。)を付帯した保険契約において、保険契約者の退職により他の団体扱特約が効力を失う場合には、保険契約者は、他の団体扱特約に規定する未払込保険料を当会社の定める回数および金額に分割して払い込むことができます。ただし、当会社がこれを承認した場合に限ります。
- ② 保険契約者は、前項の規定に従い分割して払い込むべき未払込保険料(以下「分割未払込保険料」といいます。)を、集金契約の定めるところにより、当会社に払い込まなければなりません。
- ③ 他の団体扱特約に規定する未払込保険料の全額の払込みを完了する前に、この特約が第6条(特約の失効または解除)の規定により効力を失いまたは解除された場合には、第7条(特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)の規定を適用します。この場合において、同条に規定する未払込保険料は、他の団体扱特約に規定する未払込保険料からすでに払い込まれた分割未払込保険料の総額を差し引いた額をいうものとします。

### 団体扱特約条項 (特約コード:30)

#### 第1条(特約の適用)

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- (1) 保険契約者が給与の支払を受けている官公署、会社などの団体(以下「団体」といいます。)と当会社との間に「保険料集金に関する契約」(以下「集金契約」といいます。)が締結されていること。
- (2) 保険契約者が、その受け取るべき給与から保険料を差し引いて、これを当会社の本社または当会社の指定する場所に支払うことを団体に委託し、団体がそれを承諾していること。

#### 第2条(保険料の払込方法)

- ① 当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、次の各号に掲げる方法のいずれかにより払い込むことを承認します。
  - (1) この保険契約の保険料を一時に払い込むこと。
  - (2) 年額保険料(この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。以下同様とします。)を12回に分割した保険料を毎月払い込むこと。
  - (3) 年額保険料を毎年払い込むこと。
- ② 前項の規定により保険料を払い込む場合は、保険契約者は、次の各号に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。
  - (1) 前項第1号の場合には、保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込むこと。
  - (2) 前項第2号または第3号の場合には、次に定めるところにより。
    - (イ) 第1回保険料は、保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込むこと。
    - (ロ) 第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込むこと。

### 第3条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、前条第2項第1号の保険料または同項第2号(イ)の第1回保険料（以下この条において「初回保険料」といいます。）が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。

- (1) 初回保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- (2) 初回保険料の領収前に、要介護状態となった場合

### 第4条（追加保険料の払込み）

- ① 介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、団体を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- ② 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。
  - (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
  - (2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

### 第5条（保険料領収証の発行）

当会社は、団体を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を団体に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

### 第6条（特約の失効または解除）

- ① この特約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより団体による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。
  - (1) 集金契約が解除された場合
  - (2) 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなったとき、その他この保険契約について団体による保険料の集金が行われなくなった場合
  - (3) 保険契約者が保険料を給与から差し引くことを拒んだ場合
- ② 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。）が10名（複数の集金契約を締結している場合には、それぞれの集金契約の保険契約者の人数の合計とします。）未満である場合には、この特約を解除することができます。
- ③ 第1項第1号の事実が発生したときまたは前項の規定により当会社がこの特約を解除したときは、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款に定めるところに従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。）にあててその旨を通知します。

### 第7条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

- ① 保険契約者は、前条第1項の規定によりこの特約が効力を失ったときは集金不能日の属する月の翌月末日までに、同条第2項の規定によりこの特約が解除されたときは解除日の属する月の翌月末日までに未払込保険料（保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）第1項第2号または第3号の場合には、当該保険年度の年額保険料からすでに払い込まれた当該保険年度の保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- ② 前項に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当した場合には保険金を支払いません。
  - (1) 集金不能日または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
  - (2) 集金不能日または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合
- ③ 当会社は、第1項の未払込保険料について普通約款第10条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第3項および同第14条（保険契約の復活）の規定を準用します。この場合、普通約款第10

条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第3項の規定中「猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」と読み替えるものとします。

## 第8条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

- ① 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）第1項第2号または第3号の場合において、第6条（特約の失効または解除）第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条第2項の規定によりこの特約が解除された場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。
- ② 保険契約者は、当会社の承認を得て、前項以外の払込方法とすることができます。

## 団体扱特約条項（口座振替方式） （特約コード：30）

### 第1条（特約の適用）

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- (1) 保険契約者が次に掲げる者のいずれかであること。
  - (イ) 官公署（独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人および大学共同利用機関法人を含みます。以下同様とします。）に勤務し、毎月その官公署から給与の支払を受けている者
  - (ロ) 官公署を退職した者（以下「退職者」といいます。）。ただし、その官公署が、当該保険契約者について、福利厚生上の必要性を認めた場合に限ります。
- (2) 次のいずれかの者と当社との間に「保険料集金に関する契約書（口座振替方式）」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。
  - (イ) 保険契約者が前号(イ)に掲げる者である場合には、団体（保険契約者が給与の支払を受けている官公署をいいます。以下同様とします。）に勤務する者によって構成されており、かつ、保険契約者がその構成員となっている労働組合または共済組織等
  - (ロ) 保険契約者が退職者である場合には、団体に勤務する者によって構成されている労働組合もしくは共済組織または退職者の福利厚生を目的とした組織
- (3) 保険契約者が、当社との間に集金契約を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
  - (イ) 保険契約者が指定する預金口座（以下「指定口座」といいます。）から、保険料を集金契約に定めるところにより預金口座振替にて集金すること。
  - (ロ) 上記(イ)により集金した保険料を当社の指定する場所に支払うこと。

### 第2条（保険料の払込方法）

- ① 当社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、次の各号に掲げる方法のいずれかにより払い込むことを承認します。
  - (1) この保険契約の保険料を一時に払い込むこと。
  - (2) 年額保険料（この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。以下同様とします。）を12回に分割した保険料を毎月払い込むこと。
  - (3) 年額保険料を毎年払い込むこと。
- ② 前項の規定により保険料を払い込む場合は、保険契約者は、次の各号に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。
  - (1) 前項第1号の場合には、保険契約締結のとき直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
  - (2) 前項第2号または第3号の場合には、次に定めるところによります。
    - (イ) 第1回保険料は、保険契約締結のとき直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
    - (ロ) 第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

### 第3条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、前条第2項第1号の保険料または同項第2号(イ)の第1回保険料（以下この条におい



て「初回保険料」といいます。)が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。

(1) 初回保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 初回保険料の領収前に、要介護状態となった場合

#### 第4条(追加保険料の払込み)

① 介護補償保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。

② 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。

(1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

#### 第5条(保険料領収証の発行)

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

#### 第6条(特約の失効または解除)

① この特約は、次の各号に掲げる事実のいずれかに該当する場合、第1号の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日、または第2号、第3号もしくは第4号の事実のときは、その事実が発生した日(以下「集金不能日等」といいます。)から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、第2号については、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当社に支払った場合には、この限りではありません。

(1) 集金契約が解除されたこと。

(2) 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金契約に定める集金日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から振り替えられなかったこと。

(3) 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなったこと。ただし、保険契約者が引き続きこの特約に従い保険料を払い込む場合を除きます。

(4) 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。

② 当社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数(同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。)が10名(複数の集金契約を締結している場合には、それぞれの集金契約の保険契約者の人数の合計とします。)未満である場合には、この特約を解除することができます。

③ 第1項第1号もしくは第4号の事実が発生したときまたは前項の規定により当社がこの特約を解除したときは、当社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所(普通約款に定めるところに従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。)にあててその旨を通知します。

#### 第7条(特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

① 保険契約者は、前条第1項の規定によりこの特約が効力を失ったときは集金不能日等の属する月の翌月末日までに、同条第2項の規定によりこの特約が解除されたときは解除日の属する月の翌月末日までに未払込保険料(保険料の払込方法が第2条(保険料の払込方法)第1項第2号または第3号の場合には、当該保険年度の年額保険料からすでに払い込まれた当該保険年度の保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。)の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

② 前項に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれないときは、当社は、次の各号のいずれかに該当した場合には保険金を支払いません。

(1) 集金不能日等または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 集金不能日等または解除日から未払込保険料の全額を領収する

までの間に、要介護状態となった場合

- ③ 当社は、第1項の未払込保険料について普通約款第10条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第3項および同第14条（保険契約の復活）の規定を準用します。この場合、普通約款第10条（第2回以降の保険料の払込猶予および契約の効力）第3項の規定中「猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」と読み替えるものとします。

#### 第8条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

- ① 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）第1項第2号または第3号の場合において、第6条（特約の失効または解除）第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条第2項の規定によりこの特約が解除された場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。
- ② 保険契約者は、当社の承認を得て、前項以外の払込方法とすることができます。

#### 第9条（退職者に対する特則）

- ① 団体扱特約（以下「他の団体扱特約」といいます。）を付帯した保険契約において、保険契約者の退職により他の団体扱特約が効力を失う場合には、保険契約者は、他の団体扱特約に規定する未払込保険料を当社の定める回数および金額に分割して払い込むことができます。ただし、当社がこれを承認した場合に限ります。
- ② 保険契約者は、前項の規定に従い分割して払い込むべき未払込保険料（以下「分割未払込保険料」といいます。）を、集金契約の定めるところにより、当社に払い込まなければなりません。
- ③ 他の団体扱特約に規定する未払込保険料の全額の払込みを完了する前に、この特約が第6条（特約の失効または解除）の規定により効力を失いまたは解除された場合には、第7条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）の規定を適用します。この場合において、同条に規定する未払込保険料は、他の団体扱特約に規定する未払込保険料からすでに払い込まれた分割未払込保険料の総額を差し引いた額をいうものとします。

### 追加保険料の払込みに関する特約条項（団体扱用） （特約コード：Q1）

#### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に次の各号のいずれかの特約（以下これらを総称して「団体扱に関する特約」といいます。）が付帯されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されているときに適用されます。

- (1) 団体扱特約（一般A）
- (2) 団体扱特約（一般B）
- (3) 団体扱特約（一般C）
- (4) 団体扱特約
- (5) 団体扱特約（口座振替方式）

#### 第2条（この特約による通知方法）

保険契約者または被保険者は、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定による申出、通知または承認の請求（以下「承認請求等」といいます。）を行う場合は、書面またはファクシミリ等の通信手段により、当社に対し直接行うことができます。

#### 第3条（追加保険料の払込みに関する特則）

- ① 当社は、承認請求等が当社に直接行われた場合であって、かつ、保険契約者が、普通約款の規定により当社が請求した追加保険料（この保険契約に適用される他の特約の規定により当社が請求した追加保険料を含みます。以下「追加保険料」といいます。）をこの保険契約の契約条件の変更日（保険契約者または被保険者が承認請求等を行った日以後の保険契約者が指定する日であって、契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。以下「契約条件の変更日」といいます。）からその日を含めて14日以内に、集金者または団体を経ることなく全額を一時に当社に払い込んだときにかぎり、普通約款およびこれに付帯された他の特約に定める次の各号の取扱いに関する規定は適用しません。
- (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

- (2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合
- ② 前項の規定にかかわらず、承認請求等が当会社に対し直接行われた場合は、保険契約者は、追加保険料を集金契約に定めるところにより全額を一時に当会社に払い込むことができます。

#### 第4条（追加保険料の分割払）

- ① 保険契約者は、追加保険料を当会社の定める回数に分割して払い込むことができます。ただし、当会社がこれを承認した場合に限りです。
- ② 保険契約者は、前項の規定に従い分割して払い込むべき追加保険料のうち第1回目の追加保険料（以下「第1回追加保険料」といいます。）については集金者または団体を経ることなく、また、第2回目以降の追加保険料については集金契約の定めるところにより、当会社に払い込まなければなりません。
- ③ 当会社は、保険契約者が第1回追加保険料の払込みを怠った場合は、第1回追加保険料を普通約款およびこれに付帯された他の特約に定める追加保険料とみなして、次の各号の取扱いに関する規定を適用します。
- (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- (2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合
- ④ 保険契約者は、承認請求等が当会社に対し直接行われた場合にかぎり、第1回追加保険料を集金契約の定めるところにより当会社に払い込むことができます。

#### 第5条（追加保険料不払の場合）

- ① 当会社は、第3条（追加保険料の払込みに関する特則）または前条の規定に従い保険契約者が集金契約の定めるところにより払い込むべき追加保険料（第1回追加保険料および第2回目以降の追加保険料を含みます。以下同様とします。）は、この保険契約に付帯される団体扱に関する特約という分割保険料を含むものとみなします。
- ② 当会社は、保険契約者が第3条（追加保険料の払込みに関する特則）第1項第1号の追加保険料または前条第2項の規定に従い集金者または団体を経ることなく払い込むべき第1回追加保険料の払込みを怠った場合は、この保険契約を解除することができます。
- ③ 当会社は、前項の解除を行う場合には保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款またはこれに付帯された他の特約の規定に従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。）にあてた書面によりその旨を通知します。この場合の解除は契約条件の変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第6条（普通約款および他の特約との関係等）

- ① この特約の規定は、保険契約者または被保険者が行う承認請求等ごと個別に適用します。
- ② この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

### 集団扱特約条項 (特約コード：Q2)

#### 第1条（特約の適用）

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- (1) 保険契約者が当会社が認める集団または集団の構成員もしくは集団の構成員の役員、従業員であること。
- (2) 集団その他当会社が適当と認めた者と当会社との間に「保険料集金に関する契約書（集団扱用）」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。
- (3) 保険契約者が、当会社との間に集金契約を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
- (イ) 保険契約者から集金契約に定める集金日（以下「集金日」といいます。）に保険料を集金すること。
- (ロ) 上記(イ)により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

#### 第2条（保険料の払込方法）

- ① 当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、

次の各号に掲げる方法のいずれかにより払い込むことを承認します。

- (1) この保険契約の保険料を一時に払い込むこと。
  - (2) 年額保険料（この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。以下同様とします。）を12回に分割した保険料を毎月払い込むこと。
  - (3) 年額保険料を毎年払い込むこと。
- ② 前項の規定により保険料を払い込む場合は、保険契約者は、次の各号に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。
- (1) 前項第1号の場合には、保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
  - (2) 前項第2号または第3号の場合には、次に定めるところによります。
    - (イ) 第1回保険料は、保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
    - (ロ) 第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

### 第3条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、前条第2項第1号の保険料または同項第2号(イ)の第1回保険料（以下この条において「初回保険料」といいます。）が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。

- (1) 初回保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- (2) 初回保険料の領収前に、要介護状態となった場合

### 第4条（追加保険料の払込み）

- ① 介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- ② 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。
  - (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
  - (2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

### 第5条（保険料領収証の発行）

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

### 第6条（特約の失効または解除）

- ① この特約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、第4号については、集金者が保険契約者に代わって保険料を第4号の事実が発生した日の翌日から起算して1か月以内に当社に支払った場合には、この限りではありません。
  - (1) 集金契約が解除された場合
  - (2) 保険契約者が集団の構成員でなくなった場合（保険契約者が集団の構成員の役員、従業員である場合は、保険契約者が集団の構成員の役員、従業員でなくなった場合）
  - (3) 保険契約者が保険料を集金日に集金者に支払わなかった場合
  - (4) 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金契約に定める集金日の翌日から起算して1か月以内に保険契約者の指定する預金口座から振り替えられなかった場合
  - (5) 前各号の場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなかった場合
- ② 当社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（同一の保険契約者が複数の集団扱特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。）が10名（複数の集金契約を締結している場合には、それぞれの集金契約の保険契約者の人数の合計とします。）未満である場合には、この特約を解除することができます。

- ③ 第1項第1号の事実が発生したときまたは前項の規定により当社がこの特約を解除したときは、当社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款に定めるところに従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。）にあててその旨を通知します。

#### 第7条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

- ① 保険契約者は、前条第1項の規定によりこの特約が効力を失ったときは集金不能日（前条第1項第4号に該当する場合は、同号の事実が発生した日をいいます。以下同様とします。）の属する月の翌月末日までに、同条第2項の規定によりこの特約が解除されたときは解除日の属する月の翌月末日までに未払込保険料（保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）第1項第2号または第3号の場合には、当該保険年度の年額保険料からすでに払い込まれた当該保険年度の保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。
- ② 前項に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれないときは、当社は、次の各号のいずれかに該当した場合には保険金を支払いません。
- (1) 集金不能日または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- (2) 集金不能日または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合
- ③ 当社は、第1項の未払込保険料について普通約款第10条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第3項および同第14条（保険契約の復活）の規定を準用します。この場合、普通約款第10条（第2回以降の保険料の払込猶予および契約の効力）第3項の規定中「猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」と読み替えるものとします。

#### 第8条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

- ① 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）第1項第2号または第3号の場合において、第6条（特約の失効または解除）第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条第2項の規定によりこの特約が解除された場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日当日とします。
- ② 保険契約者は、当社の承認を得て、前項以外の払込方法とすることができます。

### 追加保険料の払込みに関する特約条項（集団扱用） （特約コード：Q3）

#### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に集団扱特約が付帯されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されているときに適用されます。

#### 第2条（この特約による通知方法）

保険契約者または被保険者は、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定による申出、通知または承認の請求（以下「承認請求等」といいます。）を行う場合は、書面またはファクシミリ等の通信手段により、当社に対し直接行うことができます。

#### 第3条（追加保険料の払込みに関する特則）

- ① 当社は、承認請求等が当社に直接行われた場合であって、かつ、保険契約者が、普通約款の規定により当社が請求した追加保険料（この保険契約に適用される他の特約の規定により当社が請求した追加保険料を含みます。以下「追加保険料」といいます。）をこの保険契約の契約条件の変更日（保険契約者または被保険者が承認請求等を行った日以後の保険契約者が指定する日であって、契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。以下「契約条件の変更日」といいます。）からその日を含めて14日以内に、集金者または集団を経ることなく全額を一時に当社に払い込んだときにかぎり、普通約款およびこれに付帯された他の特約に定める次の各号の取扱いに関する規定は適用しません。
- (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因

となった事由が生じた場合

- (2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合
- ② 前項の規定にかかわらず、承認請求等が当会社に対し直接行われた場合は、保険契約者は、追加保険料を集金契約に定めるところにより全額を一時に当会社に払い込むことができます。

#### 第4条（追加保険料の分割払）

- ① 保険契約者は、追加保険料を当会社の定める回数に分割して払い込むことができます。ただし、当会社がこれを承認した場合に限りです。
- ② 保険契約者は、前項の規定に従い分割して払い込むべき追加保険料のうち第1回目の追加保険料（以下「第1回追加保険料」といいます。）については集金者または集団を経ることなく、また、第2回目以降の追加保険料については集金契約の定めるところにより、当会社に払い込まなければなりません。
- ③ 当会社は、保険契約者が第1回追加保険料の払込みを怠った場合は、第1回追加保険料を普通約款およびこれに付帯された他の特約に定める追加保険料とみなして、追加保険料領収前に生じた次の各号の取扱いに関する規定を適用します。
- (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- (2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合
- ④ 保険契約者は、承認請求等が当会社に対し直接行われた場合にかぎり、第1回追加保険料を集金契約の定めるところにより当会社に払い込むことができます。

#### 第5条（追加保険料不払の場合）

- ① 当会社は、第3条（追加保険料の払込みに関する特則）または前条の規定に従い保険契約者が集金契約の定めるところにより払い込むべき追加保険料（第1回追加保険料および第2回目以降の追加保険料を含みます。以下同様とします。）は、この保険契約に付帯される集団扱特約にいう保険料に含むものとみなします。
- ② 当会社は、保険契約者が第3条（追加保険料の払込みに関する特則）第1項第1号の追加保険料または前条第2項の規定に従い集金者または集団を経ることなく払い込むべき第1回追加保険料の払込みを怠った場合は、この保険契約を解除することができます。
- ③ 当会社は、前項の解除を行う場合には保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款またはこれに付帯された他の特約の規定に従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。）にあてた書面によりその旨を通知します。この場合の解除は契約条件の変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第6条（普通約款および他の特約との関係等）

- ① この特約の規定は、保険契約者または被保険者が行う承認請求等ごと個別に適用します。
- ② この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

### 初回保険料の口座振替に関する特約条項 (特約コード：M3)

#### 第1条（この特約の適用条件）

- ① この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ次の各号に掲げる保険料（以下「初回保険料」といいます。）を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用します。
- (1) 保険料の払込方法が一時払の場合には一時払保険料
- (2) 保険料の払込方法が一時払以外の場合には第1回保険料（保険料の払込方法が一部一時払の場合には一時払保険料を含みます。）
- ② この特約は、次の各号に掲げる条件をいずれも満たしている場合に適用します。
- (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、提携金融機関（当会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。）に、保険契約締結の時に設定されていること。
- (2) この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の前日までになされていること。

## 第2条（初回保険料の払込み）

- ① 初回保険料の払込みは、提携金融機関ごとに当会社の定める期日（以下「初回保険料払込期日」といいます。）に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- ② 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みが当該休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。

## 第3条（初回保険料払込み前の取扱い）

- ① 前条の規定による初回保険料の払込みが行われなかった場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末日（以下「払込猶予期限」といいます。）までに、当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- ② 当会社は、保険契約者が払込猶予期限までに初回保険料を払い込んだときには、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこれに付帯された他の特約に定める保険料領収前の保険責任に関する規定を適用しません。ただし、この保険契約の初回保険料以外の保険料の領収前の保険責任に関する規定は除きます。
- ③ 前項の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）が、払込猶予期限前に保険金の支払を受ける場合には、前条および第1項の規定にかかわらず、保険契約者は、その支払を受ける前に、初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。

## 第4条（初回保険料不払の場合の保険契約の解除）

- ① 当会社は、保険契約者が払込猶予期限までに初回保険料の払込みを行わなかった場合には、この保険契約を解除することができます。
- ② 前項の規定による解除は書面により保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款またはこれに付帯された他の特約に定めるところに従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。）にあてた通知をもって行い、この場合の解除は保険期間の初日からその効力を生じます。
- ③ 前2項の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合には、当会社は普通約款およびこれに付帯された他の特約の規定にかかわらず、返れい金を支払いません。

## 第5条（継続に関する特約との関係）

この保険契約が普通約款またはこれに付帯された他の特約に定める保険契約の継続に関する規定により継続される場合には、継続された保険契約については、この特約を適用しません。

## 第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

## クレジットカードによる保険料支払に関する特約条項

（この特約は保険料をクレジットカードでお支払いの場合に適用されます。）

### 第1条（クレジットカードを使用した保険料支払の承認）

- ① 当会社は、この特約に従い、当会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）を使用して、保険契約者が、この保険契約の保険料（保険契約締結時に支払うべき保険料または保険契約締結後に支払うべき保険料をいいます。以下同様とします。）を支払うことを承認します。ただし、クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づくクレジットカードの使用権者（会員として認められた法人を含みます。）と保険契約者が同一である場合に限りです。
- ② 次条以下の規定は、クレジットカードを使用したこの保険契約の保険料の支払ごとに適用します。

### 第2条（保険料領収前に生じた事故の取扱）

- ① 保険契約者から、この保険契約の保険料をクレジットカードを使用して支払う旨の申出があった場合には、当会社は、クレジットカード発行会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、クレジットカードを使用した保険料の支払を承認します。
- ② 保険契約者が、この保険契約の保険料の支払にクレジットカードを

使用した場合には、当会社が前項の承認を行った時（保険証券記載の保険期間の開始前に承認したときは保険期間の開始した時とします。）以後、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および普通約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱に関する規定を適用しません。

- ③ 当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定は適用しません。
- (1) 当会社がクレジットカード発行会社からこの保険契約の保険料を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対して支払うべき保険料の全額をすでに支払っているときは、このかぎりではありません。
  - (2) 会員規約等に定める手続が行われない場合
  - (3) 当会社に直接支払うべき保険料がある場合に、その保険料の全額が支払われていないとき

### 第3条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱）

- ① 前条第3項第1号のこの保険契約の保険料を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料をすでに支払っているときは、当会社は、その支払った保険料について保険契約者に請求できないものとします。
- ② 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、前項の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なく当該保険料を支払ったときは、前条第2項の規定を適用します。
- ③ 保険契約者が前項の保険料の支払を怠った場合は、当会社は保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。

### 第4条（保険料の返還の特則）

普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、クレジットカード発行会社から当会社に支払われるべき保険料の全額および前条第1項の規定により当会社が保険契約者に直接請求した保険料がある場合にはその全額の領収を確認した後に保険料を返還します。ただし、クレジットカード発行会社から当会社に支払われるべき保険料の全額を当会社が領収していない場合に、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対して支払うべき保険料の全額をすでに支払っているときは、当会社は、その額を領収したものとします。

### 第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## 通信販売に関する特約条項 （特約コード：85）

### 第1条（保険契約の申込み）

- ① 当会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者（以下「申込人」といいます。）は、所定の保険契約申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入し、当会社に送付することによって保険契約を申込みことができます。
- ② 前項の規定により当会社が申込書を受領した場合は、当会社は、保険契約の引受の可否を審査し、引受を行うものについては、申込書記載の保険契約者の住所にあてて、保険料の払込期限等を記載した書面を送付するものとします。
- ③ 第1項にかかわらず、申込人は、電話または情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当会社に対し保険契約を申込みことができます。
- ④ 前項の規定により当会社が保険契約の申込を受けた場合は、当会社は、保険契約の引受の可否を審査し、引受を行うものについては、申込書の送付期限および保険料の払込期限等を記載した書面ならびに申込書を保険契約者にあてて送付し、保険契約者は、申込書に所定の事項を記入して当会社に返送するものとします。
- ⑤ 前項の場合において、当会社が、前項に定める書面に記載された送付期限までに申込書を受領できなかったときは、当会社は、保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約の引受を行った



日から将来に向かってその効力を生じます。

## 第2条（保険料の払込み）

- ① 保険契約者は、前条第2項または前条第4項に定める書面の記載するところに従って保険料を払い込まなければなりません。
- ② 当社は、前項の書面に記載された保険料の払込期限までに保険料（申込書記載の保険料払込方法が一時払以外の場合は第1回保険料とします。）が払い込まれなかった場合は、申込書記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、申込書記載の保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

## 第3条（普通保険約款および他の特約との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## 保険料の一部一時払に関する特約条項 （特約コード：88）

### 第1条（保険料の一部一時払）

当社は、この特約条項により、保険契約者がこの保険契約の保険料を2区分し、一時払と年払、半年払、月払または短期払済払（以下「分割払」といいます。）の両方を併用する払込方法により払い込むことを承認します。

### 第2条（分割払保険料不払の場合の保険契約の効力）

- ① 介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第10条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第3項の規定にかかわらず、第2回以降の保険料が猶予期間内に払い込まれなかった場合であっても、保険契約は効力を失いません。
- ② 前項の場合には、当社は、次の要介護状態については、保険証券記載の一時払割合（以下「一時払割合」といいます。）により保険金を削減して支払います。
  - (1) 猶予期間の満了日の翌日以降に生じた傷害、疾病その他要介護状態の原因となる事由による要介護状態
  - (2) 猶予期間の満了日の翌日以降になった要介護状態

### 第3条（分割払保険料不払の場合の保険料の返還）

第2回以降の保険料が猶予期間内に払い込まれなかった場合には、当社は、分割払保険料について、猶予期間の満了日の翌日から被保険者が満75歳に達するまでの期間に対応する保険料を基に当社の定める方法により計算した額を返還します。ただし、被保険者が猶予期間の満了日までに保険金を支払うべき要介護状態になっていたとき、または、猶予期間の満了日の翌日の属する保険年度の初日において被保険者の年齢が満75歳に達していたときは、この限りではありません。

### 第4条（分割払保険料不払の場合の未払込保険料の払込み）

- ① 第2回以降の保険料が猶予期間内に払い込まれなかった場合であっても、保険契約者が、猶予期間の満了日の翌日から3年以内に当社の承認を得て、当社の指定する日までに払込期日が到来している未払込保険料に当会社所定の利率により計算した利息をつけて一括して払い込んだときは、第2条（分割払保険料不払の場合の保険契約の効力）第2項の規定は適用しません。ただし、保険契約者が前条に規定する保険料の返還を請求した後はこの限りではありません。
- ② 前項本文が適用された場合であっても、当社は、次の場合には一時払割合により保険金を削減して支払います。
  - (1) 前項の未払込保険料の領収前に、傷害、疾病その他要介護状態の原因となった事由が生じた場合
  - (2) 前項の未払込保険料の領収前に、要介護状態となった場合

### 第5条（普通保険約款の適用方法）

第1条（保険料の一部一時払）の払込方法による保険契約については、普通約款の規定を次のとおり適用します。

- (1) 普通約款第3条（責任の始期および終期）第3項第2号および第3号ならびに同第8条（保険料の払込み）第1項の第1回保険料には、一時払保険料を含みます。
- (2) 普通約款第9条（保険料払込方法の変更）の規定による保険料払込方法の変更は、分割払保険料についてのみ行い、一時払保険

料については行いません。

- (3) 普通約款第16条（告知義務）の保険契約の締結には前条第1項本文が適用される場合を、保険契約申込書には前条第1項本文の適用を請求する書類をそれぞれ含みます。
- (4) 普通約款第17条（保険料の返還または請求—更正の申出に対して承認をする場合）第1項の処理は同項第2号の規定によるものとします。

#### 第6条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。

### 前払式証券による保険料支払に関する特約条項 （特約コード：M1）

#### 第1条（前払式証券による保険料支払の承認）

当社は、保険契約者が、この特約条項の付帯されている保険契約の保険料の全部または一部を、当社の指定する前払式証券（以下「指定前払式証券」といいます。）により支払うことを承認します。

#### 第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の定義に従います。

- (1) 前払式証券  
前払式証券の規制等に関する法律第2条第1項第1号に規定するものをいいます。
- (2) プリペイドカード  
前払式証券のうち、代価の弁済に充てることができる金額が証券に電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいいます。以下同様とします。）により記録され、当該証券の発行者またはその指定する者（以下「発行者等」といいます。）に提示して使用するものをいいます。
- (3) 商品券等  
前払式証券のうちプリペイドカード以外のもので、代価の弁済に充てることができる金額が証券に記載され、発行者等に交付して使用するものをいいます。

#### 第3条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

- ① 当社は、次の各号に掲げる時以降に生じた事故については、この特約条項が付帯された介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこれに付帯されている他の特約条項（以下「他の特約条項」といいます。）に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。ただし、保険契約者が、偽造または変造された指定前払式証券を使用した場合は、この限りではありません。
  - (1) 指定前払式証券がプリペイドカードの場合は、指定前払式証券により支払う保険料相当額が、保険契約者が提示した指定前払式証券から電磁的方法により引き落とされた時。
  - (2) 指定前払式証券が商品券等の場合は、保険契約者から、券面額が指定前払式証券により支払う保険料相当額である指定前払式証券の交付を受けた時。
- ② 保険料の一部を指定前払式証券で支払う場合には、指定前払式証券以外で支払われるべき保険料を領収した時以降についてのみ、前項の規定を適用します。

#### 第4条（追加保険料の適用除外）

普通約款および他の特約条項の規定により請求される追加保険料については、この特約条項の適用はありません。

#### 第5条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款および他の特約条項の規定を準用します。

### 保険契約の転換に関する特約条項 （特約コード：51）

#### 第1条（特約条項の適用）

この特約条項は、保険契約者と当会社との間で、すでに締結されている保険契約（これに付帯されている特約を含みます。以下「被転換契約」といいます。）を消滅させて、新たに保険契約（これに付

帯されている特約を含みます。以下「転換後契約」といいます。)を締結する場合(以下「転換」といいます。)に適用します。

## 第2条(保険契約を転換する場合の条件)

保険契約を転換する場合には、被転換契約および転換後契約は、次に掲げる各号の条件をすべて充足していなければなりません。

- (1) 被転換契約が、第4条(転換日)に定める転換日において有効に存続していること
- (2) 被転換契約と転換後契約とは、保険契約者および被保険者が同一人であること
- (3) 第4条(転換日)に定める転換日の前日までに次の額が払い込まれていること。ただし、第3条(保険料の返還)の規定が適用される場合を除きます。
  - イ. 転換後契約の保険料の払込方法が一時払の場合には当会社の定める方法により計算された一時払保険料
  - ロ. 転換後契約の保険料の払込方法が一時払以外の場合には当会社の定める方法により計算された第1回保険料(転換後契約の保険料の払込方法が一部一時払の場合には当会社の定める方法により計算された一時払保険料を含みます。)
- (4) その他当社が定めた条件

## 第3条(保険料の返還)

この特約条項の規定に基づき転換を行った場合において、当会社の定める方法による計算の結果剰余金が発生した場合には、当会社は、当会社の定める方法により計算した額を返還します。

## 第4条(転換日)

- ① 転換日は、保険契約者が書面をもって転換する旨を当社に申し出て、当社が転換日として承認した日とします。
- ② 前項に定める転換日を転換後契約の保険期間の初日とします。
- ③ 被転換契約に対する当社の保険契約上の責任は、転換後契約の責任開始時に消滅します。
- ④ 被保険者が転換日以後保険金を支払うべき要介護状態になった場合において、被保険者に傷害、疾病その他要介護状態の原因となった事由が生じた時が転換日より前であったときは、当社は、転換後契約の契約内容により算出された保険金の額と、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時の契約内容により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

## 第5条(普通約款の適用除外)

転換後契約については介護補償保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第16条(告知義務)第1項ないし第4項の規定は適用しません。ただし、転換日以後に生じた傷害、疾病その他の事由により被保険者が保険金を支払うべき要介護状態になった場合において、転換後契約の締結の際に、保険契約者または被保険者(これらの者の代理人を含みます。)が故意または重大な過失によって、保険契約申込書の記載事項について、当社に知っている事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、当社は転換後契約の契約内容により算出された保険金の額と被転換契約の契約内容により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

## 契約内容の異動に関する特約条項 (特約コード:50)

### 第1条(特約条項の適用)

この特約条項は、保険契約者と当社との間で、すでに締結されている保険契約(これに付帯されている特約条項を含みます。以下「異動前契約」といいます。)の契約内容を、異動前契約とは異なる契約内容の保険契約(これに付帯されている特約条項を含みます。以下「異動後契約」といいます。)とする場合(以下「異動」といいます。)に適用します。

### 第2条(保険契約を異動する場合の条件)

保険契約を異動する場合には、異動前契約および異動後契約は、次に掲げる各号の条件をすべて充足していなければなりません。

- (1) 異動前契約が、第4条(異動日)に定める異動日において有効に存続していること
- (2) 異動前契約と異動後契約とは、保険契約者および被保険者が同一人であること
- (3) 第4条(異動日)に定める異動日の前日までに次の額が払い込まれていること。ただし、第3条(保険料の返還)の規定が適用

される場合を除きます。

イ. 異動後契約の保険料の払込方法が一時払の場合には当会社の定める方法により計算された追加保険料

ロ. 異動後契約の保険料の払込方法が一時払以外の場合には当会社の定める方法により計算された異動後契約についての初回の保険料（異動後契約の保険料の払込方法が一部一時払の場合には当会社の定める方法により計算された一時払保険料を含みます。）

(4) その他当社が定めた条件

### 第3条（保険料の返還）

この特約条項の規定に基づき異動を行った場合において、当会社の定める方法による計算の結果剰余金が発生した場合には、当社は、当会社の定める方法により計算した額を返還します。

### 第4条（異動日）

- ① 異動日は、保険契約者が書面をもって異動を行う旨を当社に申し出て、当社が異動日として承認した日とします。
- ② 被保険者が異動日以後保険金を支払うべき要介護状態になった場合において、被保険者に傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時が異動日より前であったときは、当社は、異動後契約の契約内容により算出された保険金の額と、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時の契約内容により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。
- ③ 異動日以降に生じた傷害、疾病その他の要因により、被保険者が保険金を支払うべき要介護状態になった場合において、異動の請求の際に、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）が故意または重大な過失によって、異動を請求する書類の記載事項について、当社に知っている事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、当社は異動後契約の契約内容により算出された保険金の額と異動前契約の契約内容により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

### 第5条（事実の調査等）

異動を承認する際に、当社は、特に必要と認めるときは、事実の調査を行い、また、被保険者に対して当社の指定する医師の診断を求めることができます。

## 追加保険料の払込みに関する特約条項

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

### 第2条（この特約による通知方法）

保険契約者または被保険者は、介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第16条（告知義務）第3項第3号の規定による申出、通知または承認の請求（以下「承認請求等」といいます。）を行う場合は、書面またはファクシミリ等の通信手段により、当社に対し直接行うことができます。

### 第3条（追加保険料の払込みに関する特則）

当社は、承認請求等が当社に対し直接行われた場合であって、かつ、保険契約者が、普通約款第17条（保険料の返還または請求一更正の申出に対して承認をする場合）第1項または普通約款第32条（契約年齢または性別の誤りの処理）第1項第2号もしくは第2項の規定により当社が請求した追加保険料（この保険契約に適用される他の特約の規定により当社が請求した追加保険料を含みます。以下「追加保険料」といいます。）をこの保険契約の契約条件の変更日（保険契約者または被保険者が承認請求等を行った日以後の保険契約者が指定する日であって、契約条件を変更すべき期間の初日を含みます。以下「契約条件の変更日」といいます。）からその日を含めて14日以内に、その全額を一時に当社に払い込んだときにかぎり、普通約款およびこれに付帯される他の特約に定める追加保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定は適用しません。

### 第4条（解除—追加保険料等不払の場合）

- ① 当社は、保険契約者が、追加保険料の払込みを怠った場合は、この保険契約を解除することができます。
- ② 当社は、前項の解除を行う場合には保険証券記載の保険契約者の

住所にあてた書面によりその旨を通知します。この場合の解除は契約条件の変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第5条（普通約款および他の特約との関係等）

- ① この特約の規定は、保険契約者または被保険者が行う承認請求等ごと個別に適用します。
- ② この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

### 保険金受取人の指定に関する特約条項 （特約コード：52）

#### 第1条（保険金受取人の指定）

当社は、この特約条項により、介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（介護補償保険金の支払）および第5条（介護一時保険金の支払）の規定にかかわらず、普通約款およびこれに付帯する特約条項に基づいて支払われる介護補償保険金および介護一時保険金について保険証券記載の保険金受取人に支払います。

#### 第2条（普通約款の読み替え）

当社は、この特約条項により、普通約款第20条（保険契約の無効）を次のように読み替えて適用します。

##### 「第20条（保険契約の無効）

保険契約締結の当時、次の事実があるときは、保険契約は無効とします。

- (1) 保険契約に関し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に詐欺の行為があったとき。
- (2) 同意を得ないで他人を被保険者とする保険契約を締結したとき。

」

#### 第3条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。

### 長期介護状態保険金支払特約が付帯されている場合の特則

〔この特約条項が付帯された保険契約に長期介護状態保険金支払特約が付帯されている場合には、本特則が適用されます。〕

当社は、この特約条項により、長期介護状態保険金支払特約第3条（長期介護状態保険金の支払）の規定にかかわらず、長期介護状態保険金支払特約、普通約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定に基づいて支払われる長期介護状態保険金について保険証券記載の保険金受取人に支払います。

### 保険料の返還に関する特約条項 （特約コード：49）

#### 第1条（保険料の返還）

当社は、この特約条項により、介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第21条（保険料の返還—無効、失効の場合）第3項および普通約款第24条（保険料の返還—解除および保険責任の終了の場合）に規定する返還する保険料の額は、この特約条項が付帯されない場合に返還する保険料に保険証券記載の返還割合を乗じた額とします。

#### 第2条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。













#### 《代理店の役割》

弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約条件が変わった場合のご通知の受領等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と締結していただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

弊社代理店は、ご契約者の皆様のご契約状況を常に承知いたしておりますので、よき相談相手としてご利用くださるよう、よろしくお願いいたします。

# 「日本興亜ふれあいサークル」 ご利用方法

下記電話番号にご連絡いただき、お客様のお名前およびご加入されている保険の名称「介護補償保険」をお伝えください。

(注)「年金・税務・法律相談サービス」で正式に依頼される場合  
および「水まわり・カギ開け緊急サービス」の作業費用については、お客様のご負担となります。

※本サービスの内容につきましては、この安心ガイドの3～4ページをご覧ください。

## ①介護関連相談サービス

平日／10：00～16：00

## ②健康・医療相談サービス

24時間・年中無休

## ③年金・税務・法律相談サービス

受付：平日／10：00～17：00（土・日・祝日を除く）

※原則予約制となります。

## ④水まわり・カギ開け緊急サービス

24時間・年中無休

◆①～③のご連絡はこちらへ

シンパイゴムヨー

**0120-485640** (通話無料)

◆④のご連絡はこちらへ

**0120-301-398** (通話無料)



**日本興亜損害保険株式会社**

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3

お客様相談室 Tel: 03-3593-3111(大代表)

ホームページアドレス <http://www.nipponkoa.co.jp>